

令和３年度第４回川越市国際化基本計画審議会 次第

日 時 令和４年２月１０日（木）

午前１０時より

場 所 本庁舎４Ａ会議室

１ 開 会

２ あいさつ

３ 議題

(1)第五次川越市国際化基本計画における意見公募手続の結果について

(2)第五次川越市国際化基本計画の策定について

４ その他

５ 閉 会

(配布資料)

- ・川越市国際化基本計画審議会 出席者名簿
- ・【資料１】パブコメ結果報告書
- ・【資料２】第五次川越市国際化基本計画（最終案）
- ・【資料３】市長あて答申書（案）

事務局 文化スポーツ部国際文化交流課

内線 3341

川越市国際化基本計画審議会委員名簿

（役職別・順不同）

役職	氏 名	職 業 等	性別	出身国
会長	助川 泰彦	東京国際大学 教育研究推進機構教授	男	日本
副会長	焦 雁	川越市外国籍市民会議 座長	女	中国
委員	小島 有利子	尚美学園大学 芸術情報学部 教授、国際交流センター長	女	日本
委員	栗原 良則	川越商工会議所 経営支援部長	男	日本
委員	小林 康史	かわごえ国際ボランティアの会 副代表 行政書士	男	日本
委員	佐久間 美希	川越市国際ボランティア”kerria” 代表	女	日本
委員	清水 俊男	川越市姉妹都市交流委員会 代表	男	日本
委員	間 志津江	公募委員	女	日本
委員	清水 裕幸	公募委員	男	日本
委員	ウェン・トウン・アン	（留学生） 東京国際大学 大学院生	男	ベトナム

第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見公募手続きの結果について

1. 意見公募手続きの概要

(1) 閲覧・募集期間

令和 3 年 1 1 月 2 5 日（木）から 1 2 月 2 4 日（金）まで（3 0 日間）

(2) 閲覧場所

市役所 5 階国際文化交流課、各市民センター、川越駅西口事務所

(3) 意見を提出できる者

市内在住・在勤・在学、または利害関係の有る者

(4) 意見の提出方法

閲覧場所で配布する意見用紙に必要事項を明記し、国際文化交流課まで

（直接持参、郵送、FAX、電子申請いずれも可）

2. 意見公募手続きの結果

(1) 意見提出者数 2 名

(2) 意見提出件数 3 件

3 意見の概要と市の考え方 提出されたご意見とそれに対する本市の考え方については、次のとおりです。

No.	指摘箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正の有無
1	パブリック版 P41 最新版 P42	「事業 No. 23 生活オリエンテーション等の実施【新規】」について ①転入時、日本の生活習慣を外国籍市民に提供するため「外国人情報窓口」のような生活習慣を伝える窓口を設置すること。 ②その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること。 ③不動産業者が日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること。 ④外国籍従業員が日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること。 ⑤外国人雇用企業が来日後 1 か月、半年などのスパンで定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを外国籍従業員に対して実施するように依頼すること。 以上 5 点について具体的な施策内容として追加することを提案します。	地域社会のルールや生活習慣を外国籍市民に守ってもらうことが多文化共生社会の実現には欠かせないと認識しておりますので、ご意見を参考にしつつ、実施可能な施策から実施してまいりたいと考えます。	無
2	パブリック版 P46 最新版 P46	「基本目標 3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり (1)交流機会の充実」について 公民館を外国籍市民との交流の拠点とし、公民館職員を交流のコーディネーターとして活用することで安定的な交流事業を行うことが可能になります。従って、 ①外国籍市民が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定。 ②地域社会における交流促進の場として公民館の活用を明示。 ③コーディネーターとして公民館の職員の活用を明示。 ④コーディネーター機能（双方の市民の関係をつなぐ）の明示。 ⑤これら施策の評価方法の明示。 ⑥コーディネーター育成研修の実施を明示。 以上 6 点について具体的な施策内容として追加することを提案します。	公民館の役割の一つに市民の学習活動を支援するとともに、地域のコミュニティの形成が挙げられることから、外国籍市民と日本人市民とのコミュニケーションが図られるような公民館運営に努めてまいります。	無
3	パブリック版 P42 最新版 P43	「基本目標 2. 多文化共生意識を持った市民の育成 (1)市民の人材育成 事業No.27 国際理解講座、多文化共生理解講座の開催」について 高齢者でも出席できるような気楽な文化・歴史の講座、語学講座など多くの講座開催及びその開催について市民に広く周知することを希望する。	国際理解や多文化共生のまちづくりに向けた市民意識の醸成にあたっては、年代や国籍に関らず、多くの市民が参加しやすく、興味が持てるような講座の開催に努めてまいります。	無

【※】2月4日時点における計画案です。
今後、デザインや配色、体裁等については
大きく修正を行う予定ですので、記載内容
をメインにご確認をお願いします。

【資料2】

第五次川越市国際化基本計画

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度



川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁
(平成 4 年制定)



はじめに



現在、本市には80を超える国・地域からの外国籍市民約9,000人が生活しており、地域における国際化が進んでおります。また、国籍に限らず、外国にルーツを持つ市民も増加しており、言葉や文化、生活様式等の違いを超えて、地域の中でともに支え合う社会の実現が求められています。

これまで、本市は地域の国際化の拠点施設である「川越市国際交流センター」の運営を通じて、外国籍市民への支援や国際化を担う人材育成に努めるとともに、国内外6都市との姉妹・友好都市交流や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とするタイ王国とのホストタウン交流等によって、多文化理解や国際交流の取組みを進めてまいりました。

本計画は、令和3年度をもって終了する「第四次川越市国際化基本計画」の実績に基づき、外国籍市民の増加及び多国籍化、入国管理制度の改正及び国の多文化共生推進プランの改訂、新型コロナウイルス感染症による影響等、さまざまな社会状況の変化を踏まえながら、更なる地域の国際化を推進することを目指して策定いたしました。

今後は本計画に示された諸施策を確実に実行することで、多様な文化を尊重し、互いの違いを認め合いながら共に生きる多文化共生社会の実現をより一層推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました川越市国際化基本計画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査や意見公募にご協力いただきました市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和4年3月

川越市長 川合善明

目 次

第1章 川越市国際化基本計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 本市を取り巻く現状と課題	4
(1) 国際化や多文化共生に関する社会情勢	4
(2) 国際化や多文化共生に関する国の現状	7
(3) 国際化や多文化共生に関する埼玉県の実況	8
(4) 国際化や多文化共生に関する川越市の現状	9
第2章 これまでの取組	25
1 前計画について	26
2 これまでの取組や成果	27
(1) 外国籍市民への支援の充実	27
(2) 国際感覚に優れた市民の育成	28
(3) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	28
(4) 姉妹・友好都市交流の充実	29
3 前計画の総括と課題、今後の方向性	30
(1) 前計画（第四次川越市国際化基本計画）の総括	30
(2) 前計画（第四次川越市国際化基本計画）における課題	30
(3) 今後の方向性	32
第3章 計画の基本方針	33
1 基本理念	34
2 基本目標	34
(1) 外国籍市民への支援の充実	34
(2) 多文化共生意識を持った市民の育成	35
(3) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	35
(4) 姉妹・友好都市交流などの充実	35
3 計画の体系	36
第4章 施策の内容	37
基本目標 1. 外国籍市民への支援の充実	38

(1) コミュニケーション支援.....	38
(2) 外国籍市民の生活支援	40
基本目標 2. 多文化共生意識を持った市民の育成	43
(1) 市民の人材育成.....	43
(2) 市民の人材活用.....	44
(3) グローバル化に対応する教育の推進.....	45
(4) NPO 等との協力・連携	45
基本目標 3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	46
(1) 交流機会の充実.....	46
(2) 差別的言動の解消と多様性の尊重	46
(3) 外国籍市民の要望や意見の聴取.....	47
(4) 多文化共生推進体制の整備	47
(5) 関係機関等との連携・協働体制の構築	48
基本目標 4. 姉妹・友好都市交流などの充実.....	49
(1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実.....	49
(2) 地域の活性化につながる国際交流の推進.....	50
 第5章 計画の推進	51
1 計画の推進体制.....	52
2 計画の進行管理と評価方法.....	53
3 計画の指標.....	53
 資料編.....	55
1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿	56
2 第五次川越市国際化基本計画策定経過	57
3 川越市国際化基本計画審議会条例	59
4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱.....	60
5 国・県・市における多文化共生／国際化年表	62

第1章 川越市国際化基本計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 本市を取り巻く現状と課題

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 11（1999）年 3 月に「国際性のある人づくり、まちづくり」を目的とした「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」を定めて以来、第二次から第四次に至る川越市国際化基本計画を策定し、継続して地域の国際化と多文化共生¹社会の実現を目指してきました。

この間、本市における外国籍市民²数は大幅に増加し、その国籍や在留資格等の内訳も多様化してきています。

国においても、少子高齢化による人口減少を背景に、幅広い分野でその労働力の需要が高まっている外国人材について、受入れを拡大・促進する施策を打ち出していることから、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 29（2017）年 11 月施行）」の制定や、新たな在留資格である「特定技能³」の創設等を目的とした「出入国管理及び難民認定法」の改正（平成 31（2019）年 4 月施行）がなされており、こうした背景から本市においても、引き続き外国籍市民の増加が見込まれています。

その一方で、近年の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の流行といった未曾有の事態に、外国籍市民を含む人々の生活には大きな影響が出ており、日本語を母語としない外国籍市民への対応が求められています。

また、地域社会における人々の中には、生活習慣や文化が異なる外国籍市民が同じ地域に居住することに対して、ルールやマナーを守らない人が増えるとの不安や懸念を示す方もいます。

そのため、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、誰もが安心できる、外国籍市民との共生社会の実現に向けた環境を整えることがますます必要とされています。

このような状況において、外国籍市民と日本人市民双方を対象とした市民意識アンケート調査等から明らかとなる本市の現状と課題や、第四次川越市国際化基本計画における取組の評価を踏まえながら、本市における国際化や多文化共生社会の実現を体系的、総合的に推進するため、第四次川越市国際化基本計画の体系を大幅に改め、総務省が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」の体系を踏まえた「第五次川越市国際化基本計画」を策定します。

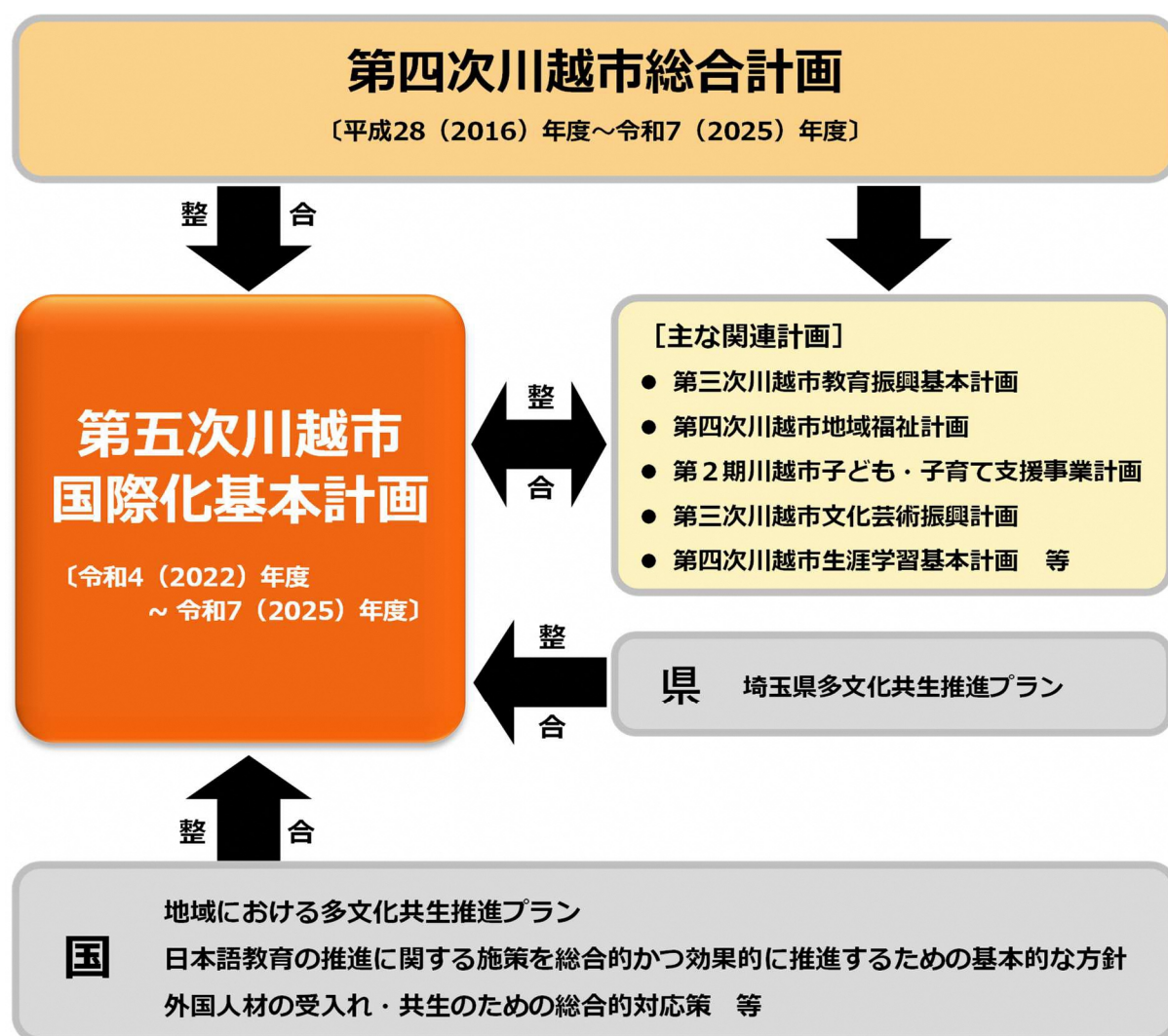
¹ 「多文化共生」とは、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

² 「外国籍市民」とは、外国籍を有する人、あるいは日本国籍で外国にルーツを持つ人で、本市に生活拠点を有する人を指します。そのため、本市に生活する外国人研修生・実習生や留学生などもこの外国籍市民に含まれます。

³ 「特定技能」とは、人材の確保が難しい特定産業分野（14 分野）に限り、外国人が就労することを認めた在留資格。同じ業種など一定条件下で転職も可能であることが特徴。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や方策を定めた「第四次川越市総合計画」を上位計画とし、総合計画の個別計画として策定されている関連計画との整合を図りながら、本市の国際化及び多文化共生施策について必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



3 計画の期間

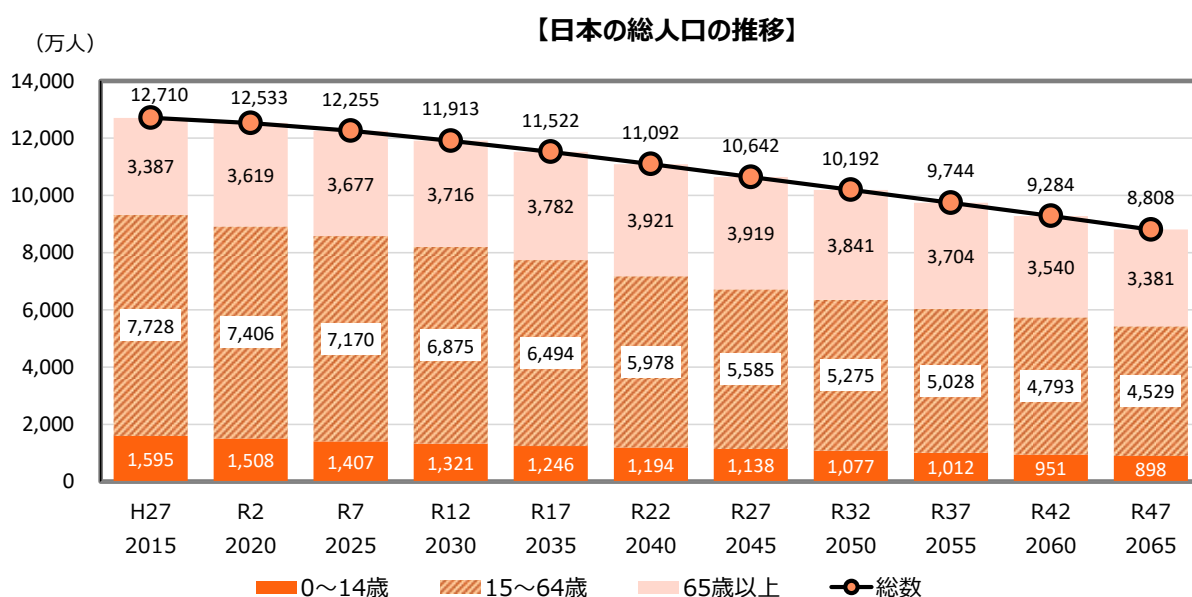
本計画の実施期間は、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度の4年間とします。

4 本市を取り巻く現状と課題

(1) 国際化や多文化共生に関する社会情勢

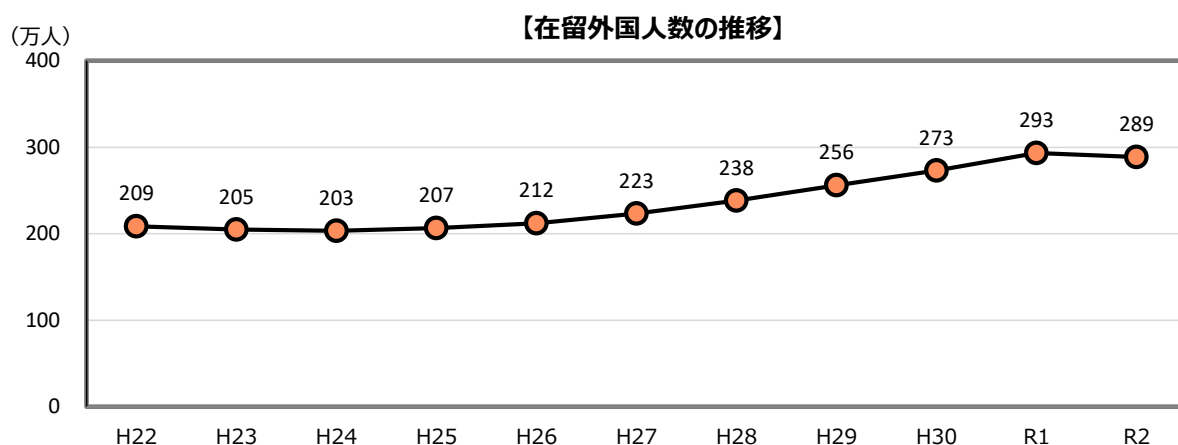
ア 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、令和 11（2029）年には 1 億 2,000 万人、令和 35（2053）年には 1 億人を下回ると推計されています。



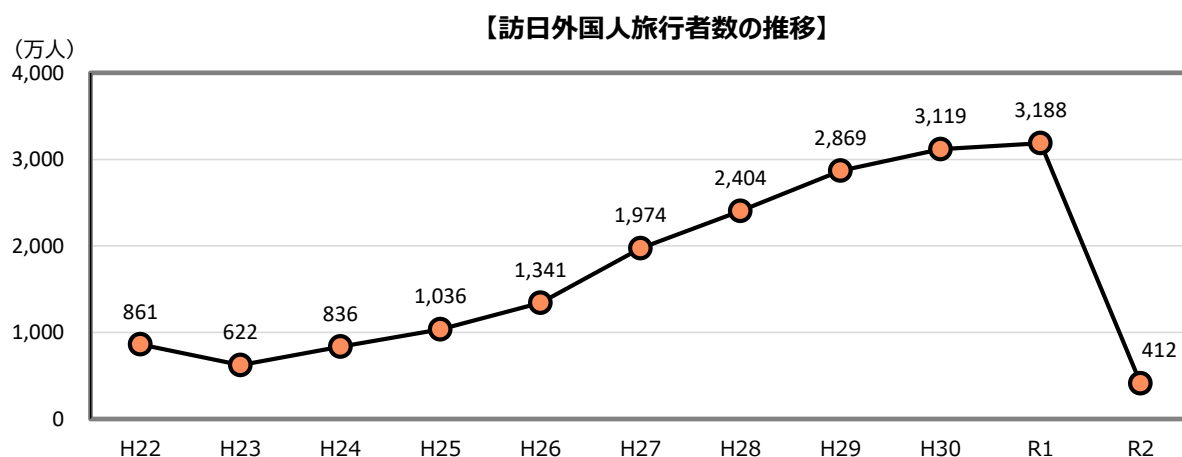
イ 在留外国人数の増加

法務省の「在留外国人統計」によると、日本に在留する外国人は令和元（2019）年 12 月末日時点で約 293 万人と過去最多を記録し、日本の総人口に占める割合も 2%を超えています。



ウ 訪日外国人旅行者の増加

令和元（2019）年、日本を訪れた外国人旅行者の数は、過去最高の約 3,188 万 2 千人を記録しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限措置の影響により、令和 2（2020）年は 412 万人にとどまりました。かつてない下落幅になりましたが、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、日本を訪れる外国人旅行者数は徐々に増加基調に回復すると考えられます。



資料：日本政府観光局

エ 深刻化する気象災害・自然災害

近年、突発的な集中豪雨に伴う水害が頻発するなど、地球温暖化の影響により気象災害が激甚化しているとともに、大規模な地震災害の発生も今後予測されています。

日本語を母語としない外国人は、災害時の避難場所を認識しづらい傾向にあり、また、言葉の壁により防災情報の入手が困難であることから、災害発生時の要配慮者⁴に該当します。災害時に外国人も取り残さない避難対策を講じることが、多文化共生社会における重要な課題です。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、海外との往来が制限され、新たな生活様式を生み出すなど私たちの日常と経済活動に大きな影響を与えました。流行の長期化により、雇用状況の悪化や日本語学習教室の休止など外国籍市民の生活にも大きな影響が及んでいます。今後も、新型コロナウイルス感染症対策を意識した日本語学習教室の運営や、外国籍市民に対して迅速に情報発信をしていくことが求められています。

⁴ 「要配慮者」とは、高齢者、障害児・者、外国人、乳幼児、妊婦等のことを指します。

カ 持続可能な開発目標（SDGs⁵）の推進機運の高まり

国連が平成 27（2015）年 9 月に掲げた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「人や国の不平等をなくそう」という目標を 17 のゴールの一つに掲げ、令和 12（2030）年までに、「年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位、その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力を向上させて、社会的、経済的、政治的に関与できるよう促進する」と定めています。

すべての市民が互いの立場を尊重し、安心して快適な市民生活を送ることができる多文化共生社会の構築が求められていることから、誰一人として取り残さないことを目指した SDGs の理念に沿って、外国籍市民の孤立を防ぎ、地域社会を構成する一員として受け入れていくことが大切です。

⁵ 「SDGs」とは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 国際化や多文化共生に関する国の現状

我が国の国際化や多文化共生に関する具体的な動きは、1980年代に自治省（現総務省）が「国際交流」と「国際協力」の2つを柱とした地域の国際化推進を複数の指針で示したことに始まります。

平成18（2006）年3月には、総務省が各自治体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定を促すための「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、「地域における多文化共生」が第3の柱として掲げられました。

このプランでは国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを推進する必要性が強調されています。

また、在留外国人の増加と新たな在留資格である「特定技能」の創設を含む「出入国管理及び難民認定法」の改正（平成31（2019）年4月施行）を踏まえ、関係閣僚会議において、平成30（2018）年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられました。

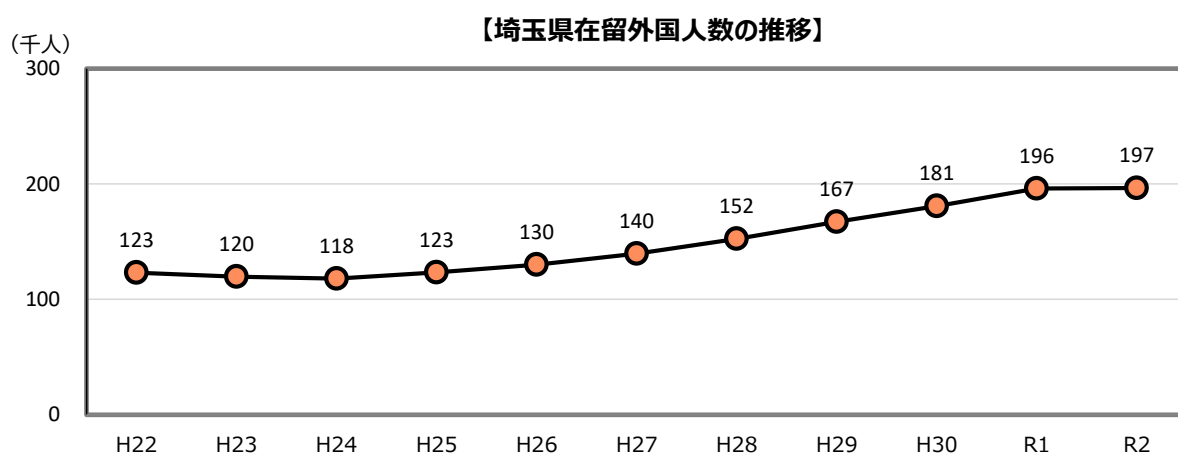
さらに、令和元（2019）年6月には、総合的対応策の充実に向けた主な施策が示され、令和2（2020）年の7月にはその改訂版も取りまとめられました。

なお、令和2年（2020）年9月には、総務省が14年ぶりに「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行いました。改訂されたプランでは、従前の取組に加えて「地域活性化の推進やグローバル化への対応」が新たに追加され、外国籍市民との連携・協働という外国人材活用の視点が強く打ち出されています。

(3) 国際化や多文化共生に関する埼玉県の現状

令和元（2019）年12月末時点の埼玉県の外国人住民数は19万6,043人、人口に占める割合は2.67%で、住民数は全国の都道府県別で第5位の多さとなっています。

また、平成12（2000）年末と比較すると、県内の外国人住民数は3.1倍、人口に占める割合は1.77ポイントの上昇となっており、外国人の定住化が顕著に表れています。



資料：在留外国人統計（各年12月末時点、但しR2は6月末時点）

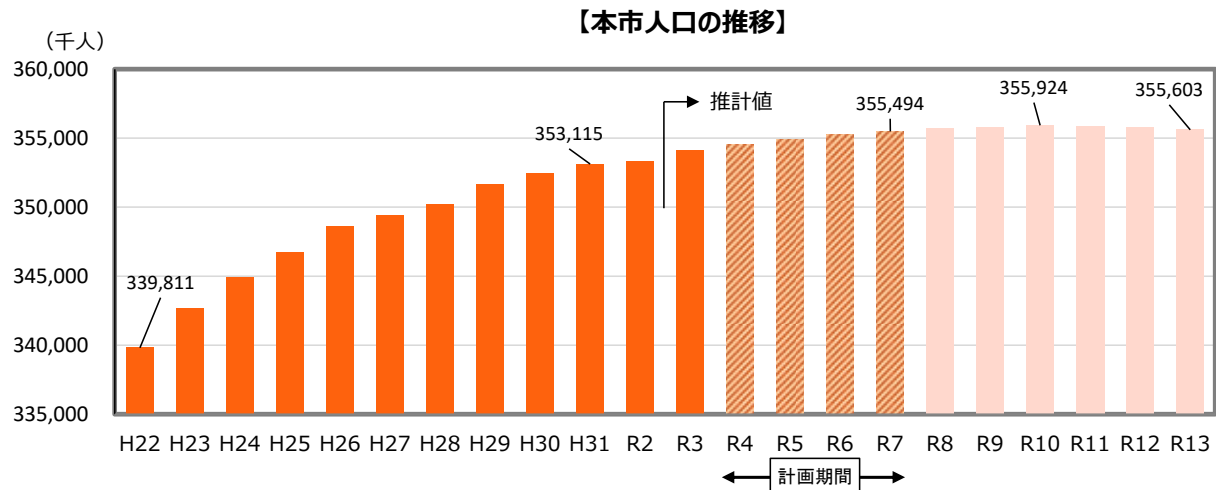
埼玉県においては、平成29（2017）年に「埼玉県多文化共生推進プラン」を改定し、「日本人と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を基本目標として、外国人住民を支援の対象として捉えるのではなく、日本人と共に社会を担っていく存在と捉え、それぞれの個性と能力を十分に生かせる社会づくりを目指した多文化共生の取組を推進しています。

(4) 国際化や多文化共生に関する川越市の現状

ア 川越市における外国籍市民に関する統計データ

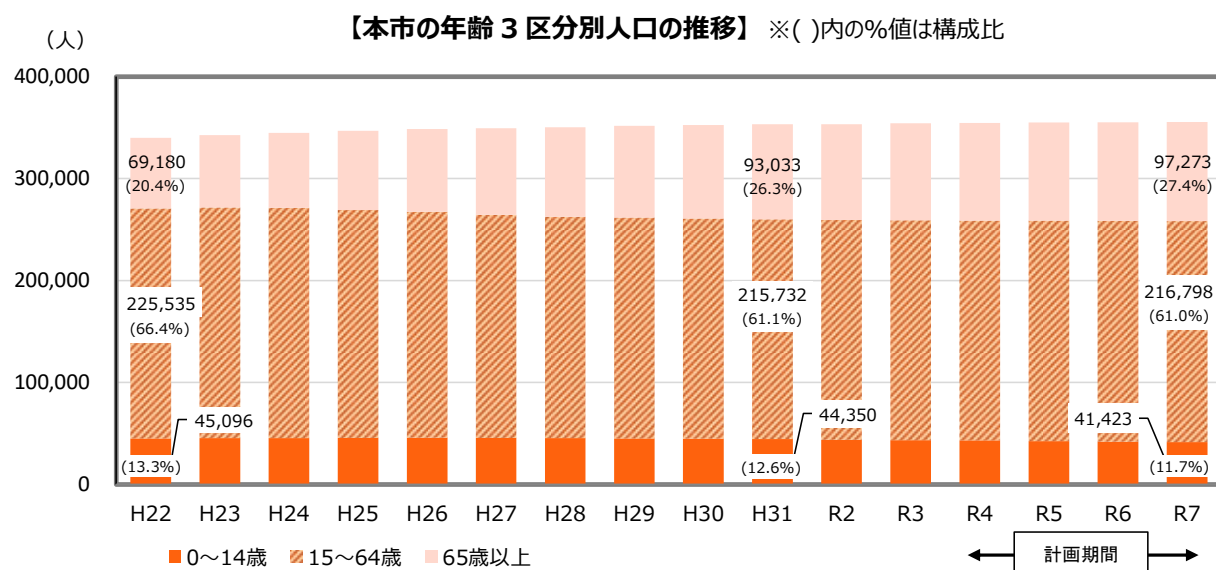
①本市の総人口の推移

市の推計では、人口の伸び率は落ち着きを見せながらも、微増で推移しますが、令和10（2028）年をピークに総人口は減少局面に入っていくことが見込まれます。



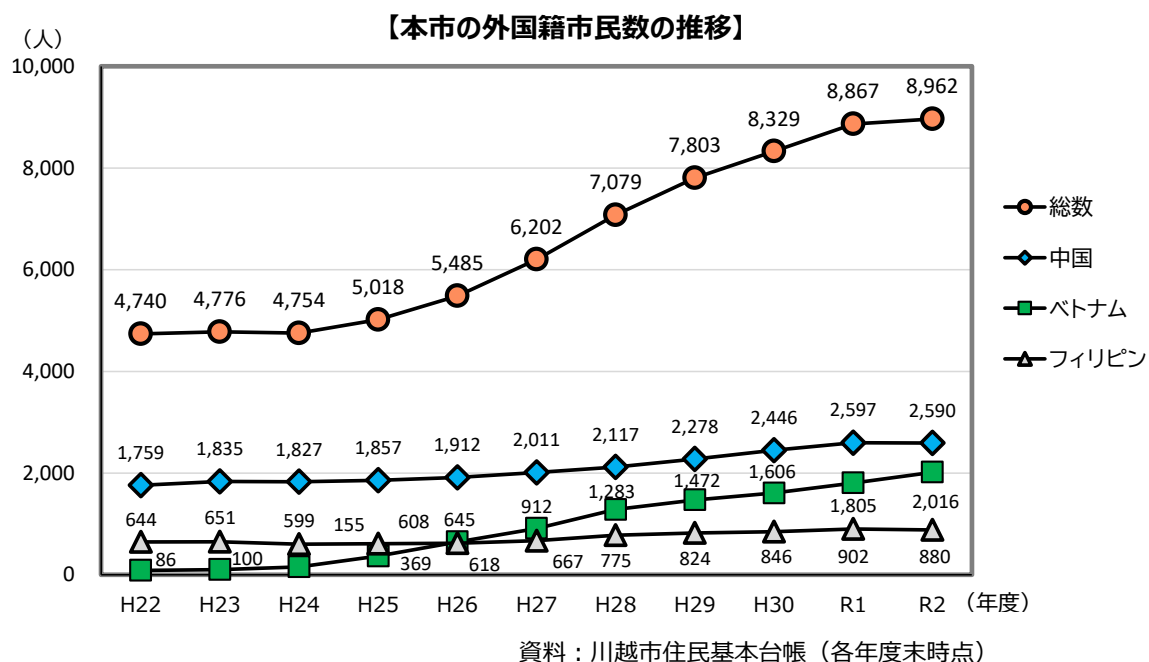
②本市人口の年齢別構成

本市の人口の年齢別構成は、生産年齢人口（15～64歳）が横ばい傾向で推移する一方、年少人口（0～14歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加することが見込まれます。



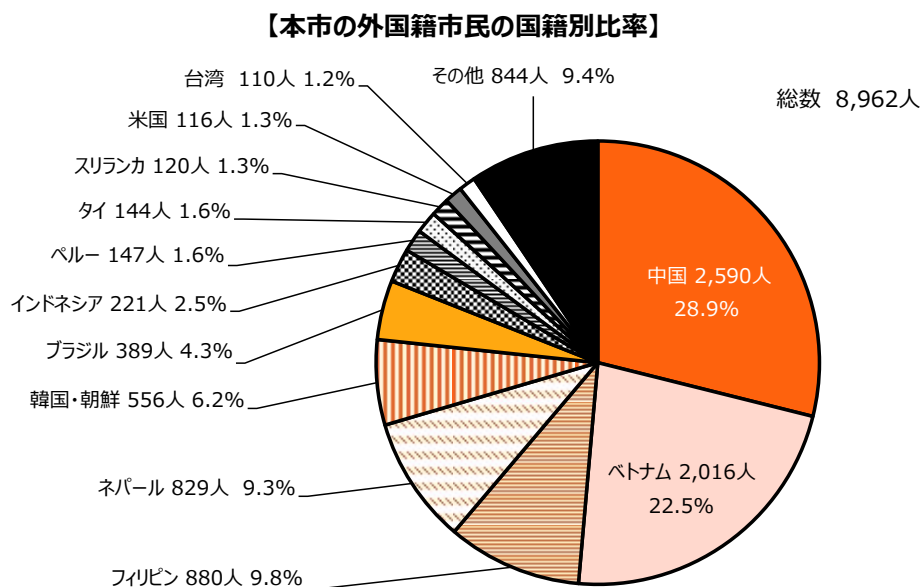
③外国籍市民数の推移

本市に在住する外国籍市民は8,962人（令和3年3月末日時点）で、総人口の約2.5%を占め、10年前の4,740人（平成23年3月末日時点）に比べて約1.9倍、なかでもベトナムにおいては約23倍に増加しています。また、出身地も88の国や地域と広範囲に及んでおり、県内の市町村では、3番目に多い人口となっています。



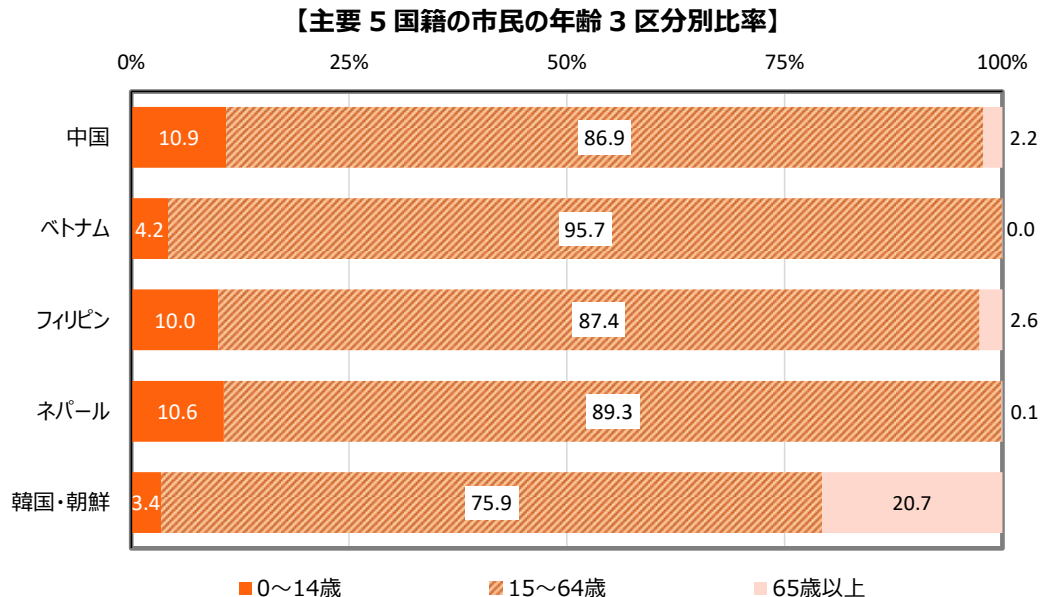
④国籍別比率の内訳

国籍別の内訳として、中国、ベトナム、フィリピン、ネパール、韓国・朝鮮といった東アジア及び南アジア諸国（地域）出身の外国籍市民が多い点が特徴です。



⑤主要5国籍の年齢区分別比率

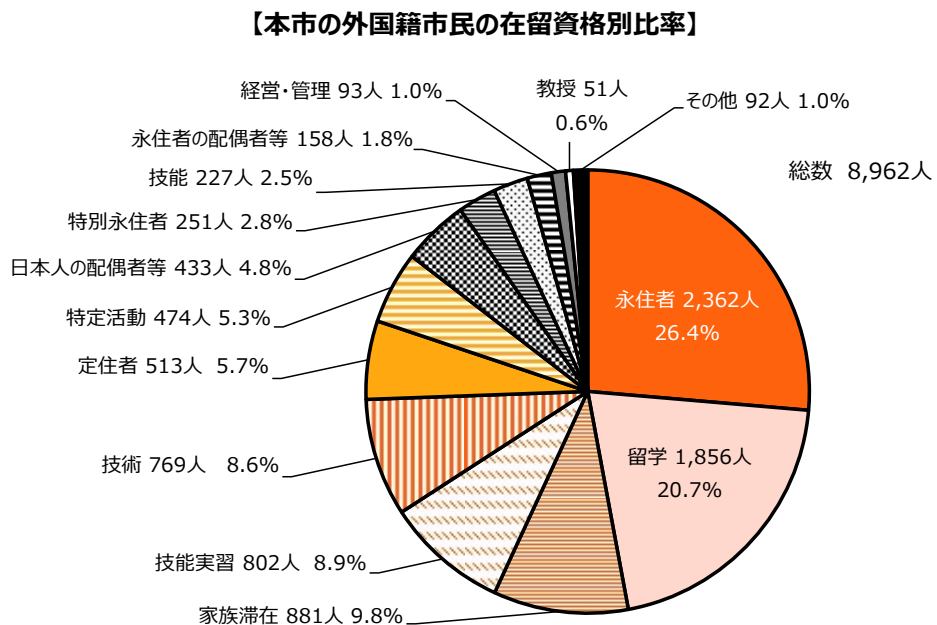
主要国別に年齢3区分別比率をみると、「ベトナム」国籍では65歳以上の老年人口が殆どおらず、0～14歳の年少人口も他の国籍の半分以下となっています。一方「韓国・朝鮮」国籍では65歳以上の高齢者人口が2割を超えています。



資料：川越市住民基本台帳（令和2年度末時点）

⑥在留資格別比率

在留資格別にみると、活動内容の制限や在留期限のない「永住者」が26.4%と最も多く、次いで、「留学」が20.7%と市内に4つの大学が立地する本市の特徴が現れています。

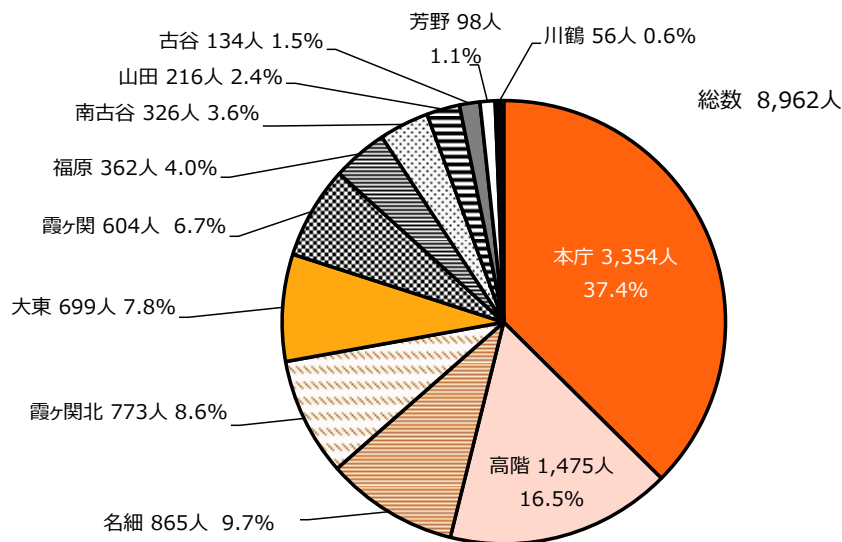


資料：川越市住民基本台帳（令和2年度末時点）

⑦地区別比率

地区別にみると、地域内に駅が所在する本庁地区、高階地区、市内大学に近接する名細地区、霞ヶ関・霞ヶ関北地区、大東地区などに外国籍市民が多く居住していることがわかります。

【本市の外国籍市民の地区別比率】



資料：川越市住民基本台帳（令和2年度末時点）

イ 川越市における外国人観光客の現状

本市への外国人旅行者数は、令和元（2019）年に約31万3千人を記録し、5年前の約7万7千人と比べ、約4倍の増加となりましたが、近年、国（観光庁）による積極的な誘客戦略と足並みを揃えて、埼玉県や鉄道事業者等と連携を図りながら、アジア圏を対象とする海外プロモーションを実施してきたことによって、大幅な増加につながったと考えられます。

令和2（2020）年の外国人旅行者数は3万9千人と大幅に落ち込みましたが、首都圏有数の歴史的資源を豊富に有していること、及び都心部から1時間以内に来訪できる強みを生かして、国全体の復調に合わせて、本市への旅行者も再び増加することが見込まれます。

ウ 川越市国際化に関する市民意識調査結果に見る現状と課題

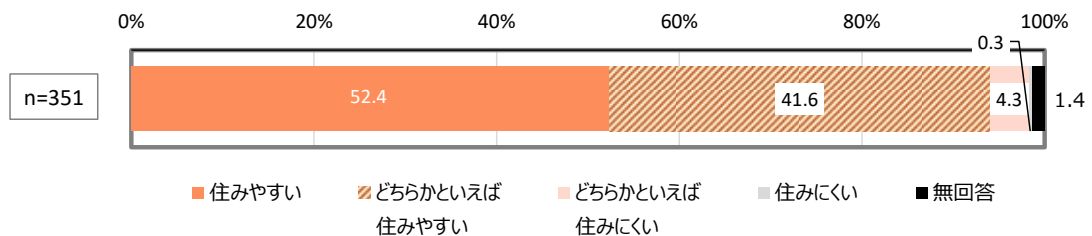
本計画を策定するにあたり、本市に在住する外国籍市民、日本人市民の双方に対してアンケート調査を実施しました。

①アンケートの概要

調査名称	川越市国際化に関する市民意識調査	
調査目的	増加しつつある外国籍市民の受入れの現状や、生活の実態及び問題点などを把握するとともに、受け入れる日本人市民の意識を調査することで、今後の多文化共生施策立案の参考とする。	
調査対象	市内在住 18 歳以上の 外国籍市民	市内在住 18 歳以上の 日本人市民
標本数 (無作為抽出)	2,000	1,000
調査方法	自記式調査票（ルビ付きやさしい日本語）による郵送配付、郵送回収（ルビ付きやさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語の各言語版を作成）	自記式調査票による郵送配付、郵送回収
調査期間	令和元年 8 月 26 日（月）～9 月 17 日（火）	
有効回収数	351 件	366 件
有効回収率	17.6%	36.6%

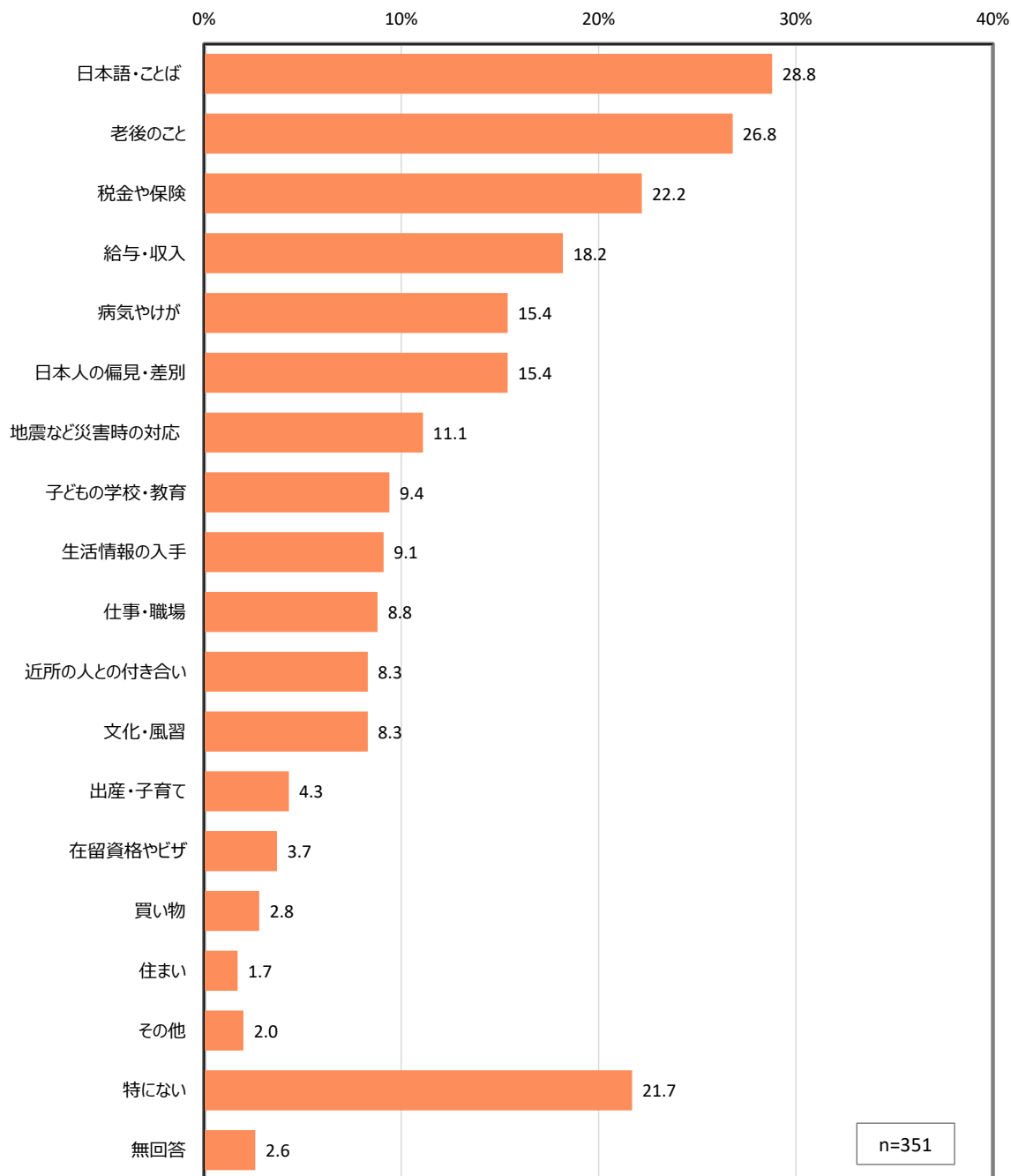
②主な市民意識調査結果（外国籍市民）

問 あなたにとって、川越市は住みやすいところだと思いますか。（単数回答）



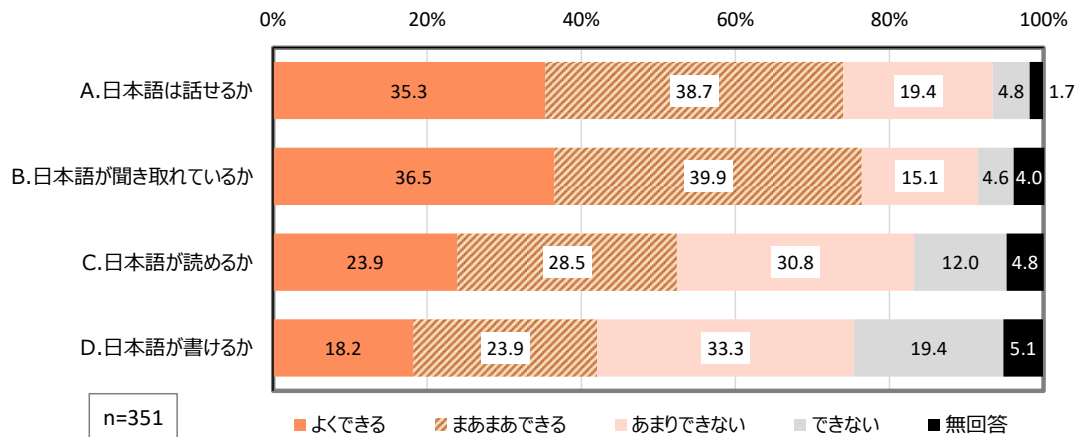
川越市の住みやすさでは、「住みやすい」が 52.4% で最も高く、「どちらかといえば住みやすい」（41.6%）を合わせた《住みやすい》は 94.0% になっています。一方、「どちらかといえば住みにくい」（4.3%）と、「住みにくい」（0.3%）を合わせた《住みにくい》は 4.6% と 1 割未満です。

問 あなたが、普段の生活で困っていることや不安なことはありますか。（複数回答）



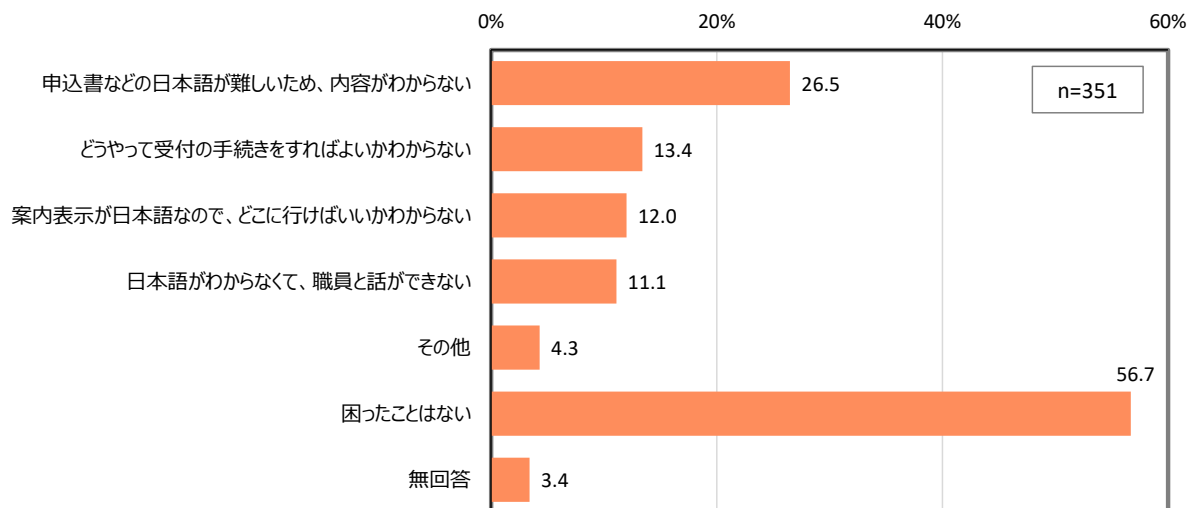
普段の生活で困っていることや不安なことでは、「日本語・ことば」が28.8%で最も高く、次いで「老後のこと」が26.8%、「税金や保険」が22.2%、「給与・収入」が18.2%、「病気やけが」、「日本人の偏見・差別」が15.4%となっています。言葉の壁を乗り越えるためのコミュニケーション支援や、さまざまな「行政サービス」や「地域コミュニティ」に日本人市民と同様にアクセスするための生活支援が必要なことがうかがえます。

問 あなたはどのくらい日本語ができますか。（A～Dそれぞれ単数回答）



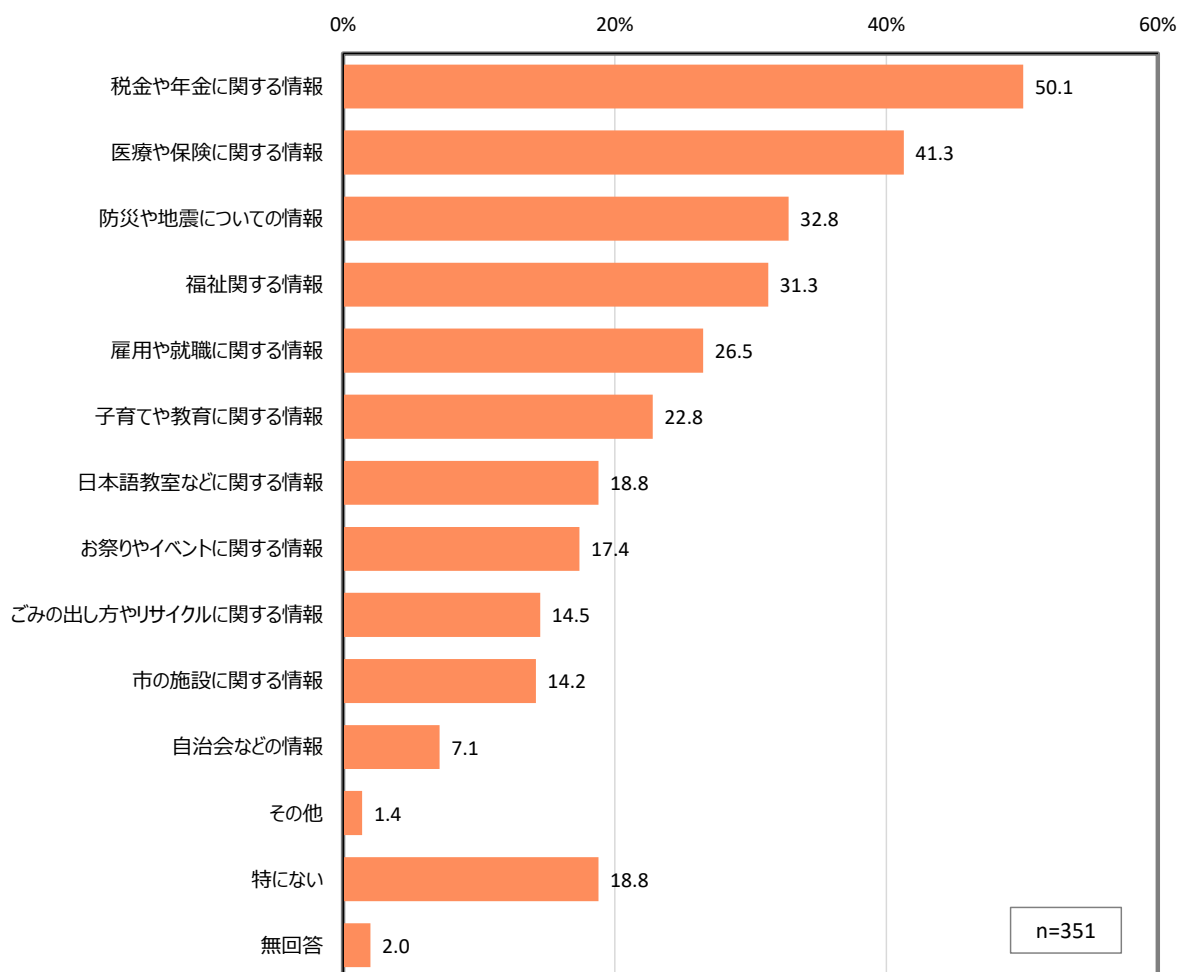
日本語のスキルについて、「よくできる」と「まあまあできる」を合わせた《できる》は、「日本語が話せる」が74.0%、「日本語が聞き取れている」が76.4%、「日本語が読める」が52.4%、「日本語が書ける」が42.1%となっています。

問 あなたは、市役所や市民センターの窓口で困ったことや心配なことはありますか。（複数回答）



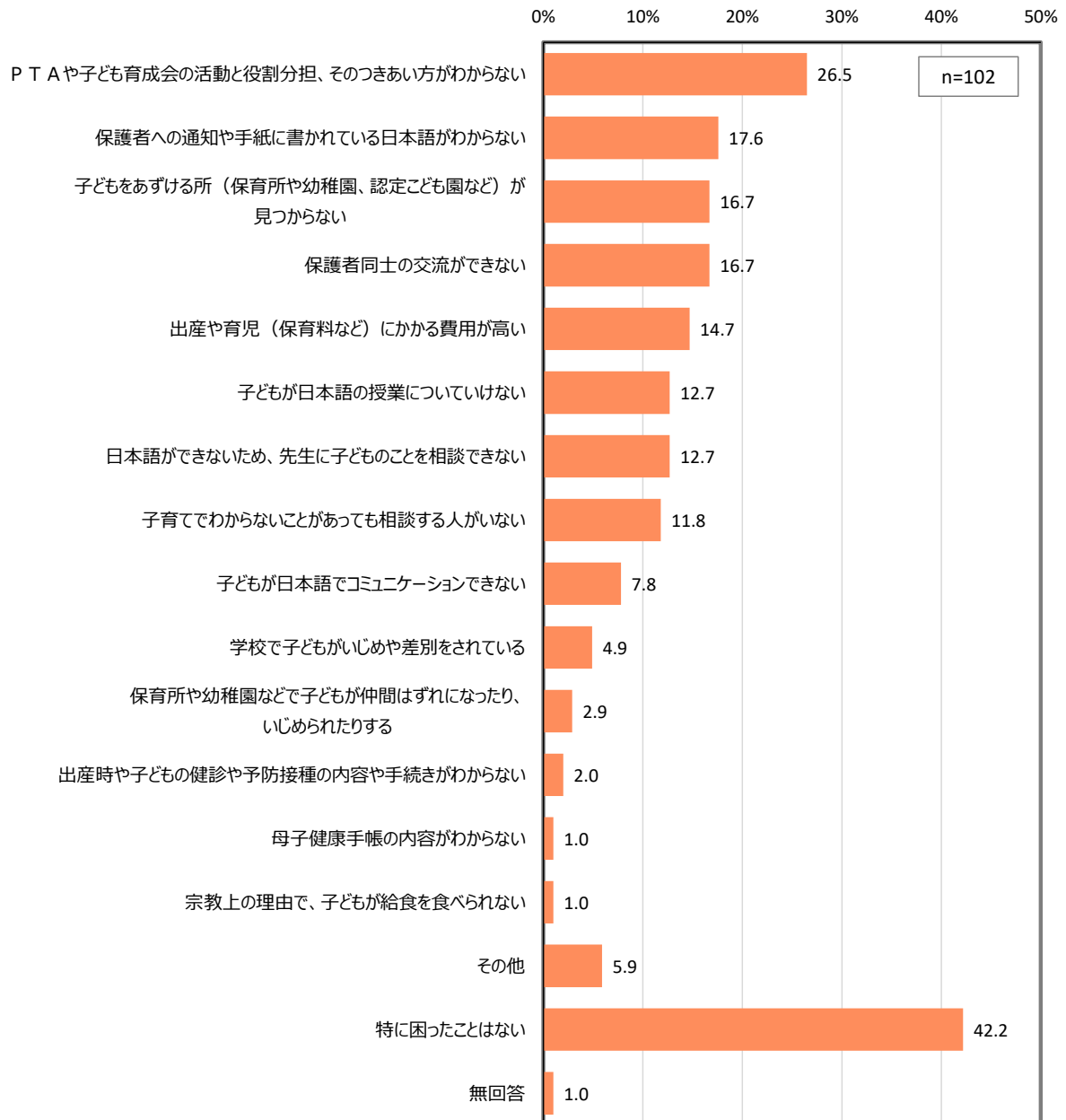
具体的な困りごととしては、「申込書などの日本語が難しいため、内容がわからない」が26.5%で最も高く、次いで「どうやって受付の手続きをすればよいかわからない」が13.4%、「案内表示が日本語なので、どこに行けばいいかわからない」が12.0%、「日本語がわからなくて、職員と話ができない」が11.1%となっています。

問 あなたは、川越市のどのような情報を必要としていますか。（複数回答）



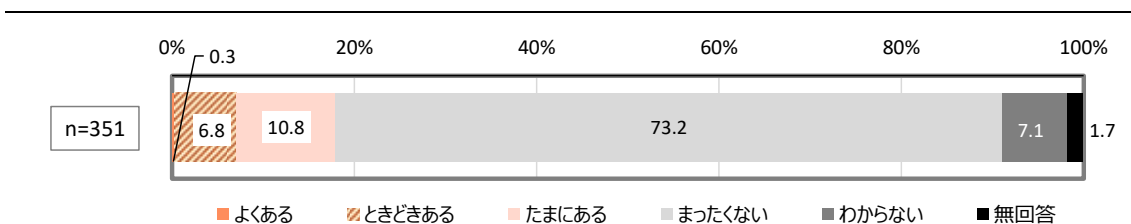
必要とする川越市の情報では、「税金や年金に関する情報」が 50.1%で最も高く、次いで「医療や保険に関する情報」が 41.3%、「防災や地震についての情報」が 32.8%、「福祉に関する情報」が 31.3%、「雇用や就職に関する情報」が 26.5%となっています。多様な行政サービスに関する情報提供へのニーズがあることがうかがえます。

【「一緒に暮らしている15歳以下の自分のお子さんがいる」方に】
問 子育てや学校で困っている（いた）ことはありますか。（複数回答）



具体的な困りごととしては、「PTA や子ども育成会の活動と役割分担、そのつきあい方がわからない」が26.5%で最も高く、次いで「保護者への通知や手紙に書かれている日本語がわからない」が17.6%、「子どもをあずける所（保育所や幼稚園、認定こども園など）が見つからない」が16.7%、「保護者同士の交流ができない」が16.7%、「出産や育児（保育料など）にかかる費用が高い」が14.7%となっています。日本の子育ての仕組みを知ってもらう取組が求められているのがわかります。

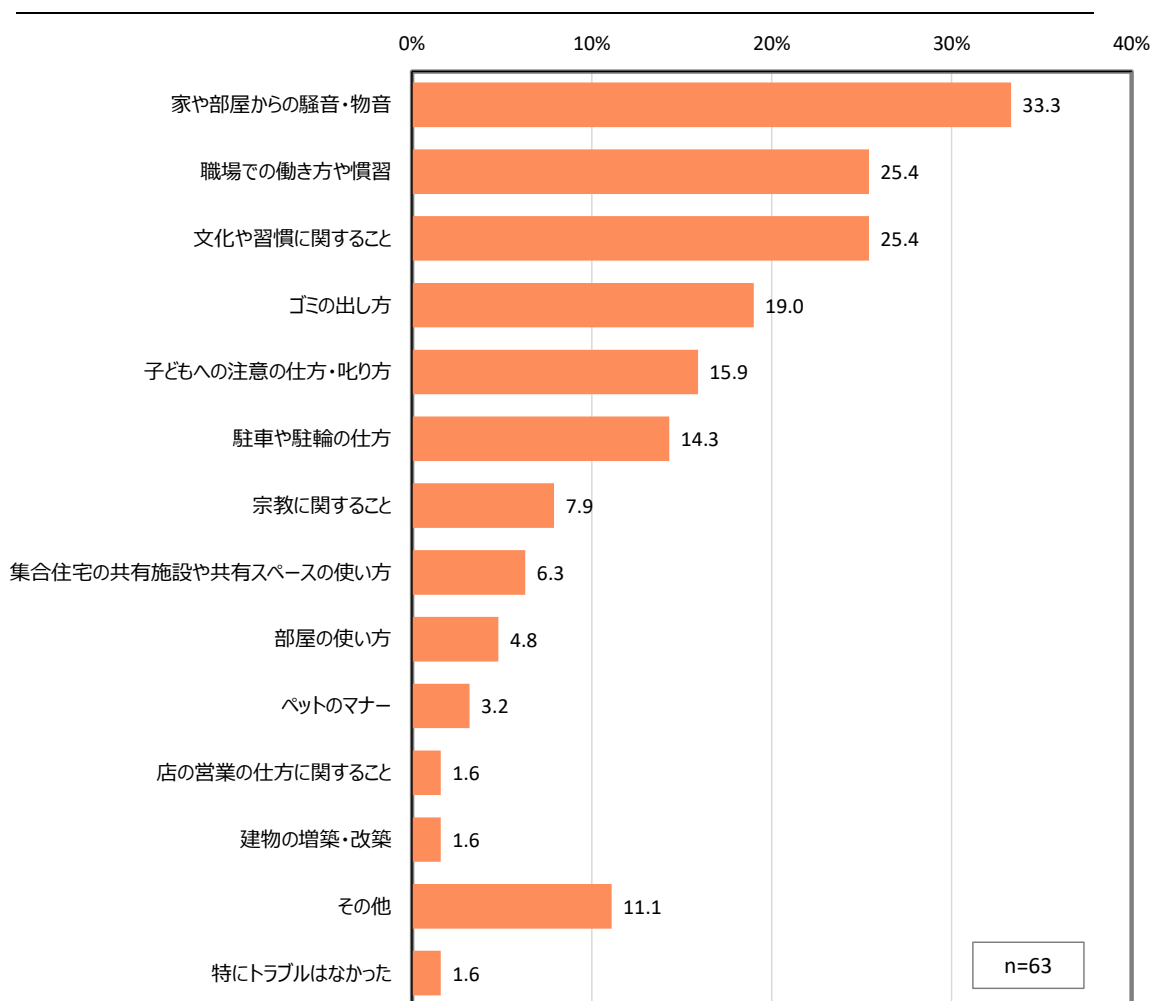
問 生活ルール・マナーの違いから、日本人市民とトラブルや言い争いになることがありますか。（単数回答）



日本人市民とのトラブル等の経験では、「よくある」(0.3%)、「ときどきある」(6.8%)、「たまにある」(10.8%)を合わせた《ある》は、17.9%となっています。一方、「まったくない」は73.2%となっています。

【「よくある」「ときどきある」「たまにある」とお答えの方に】

問 日本人市民とのトラブルや言い争いはどのような場面や分野で起こりましたか。（複数回答）

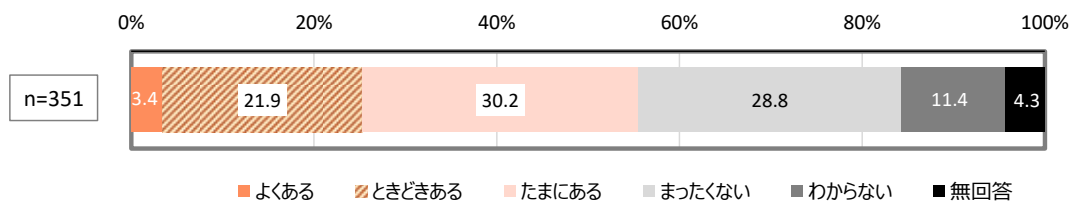


トラブル等の原因となった内容では、「家や部屋からの騒音・物音」が33.3%で最も高く、次いで「職場での働き方や慣習」、「文化や習慣に関すること」が25.4%、「ゴミの出し方」が19.0%、「子どもへの注意の仕方・叱り方」が15.9%となっています。また、その他が11.1%と高くなっています。

記述内容を見ると、「蛇口やパイプからの水漏れ」、「柔軟剤などのにおいの問題を取り合ってくれない」、「歩きタバコやポイ捨てを注意するとかえって怒られる」、「管理組合の駐車場の問題」、「日常のコミュニケーション」、「仕事場や公の場や近所での人種差別」、「子どもの校則に関して」、「地域への寄付の強制」、「家の前の道路の雪かき」があります。

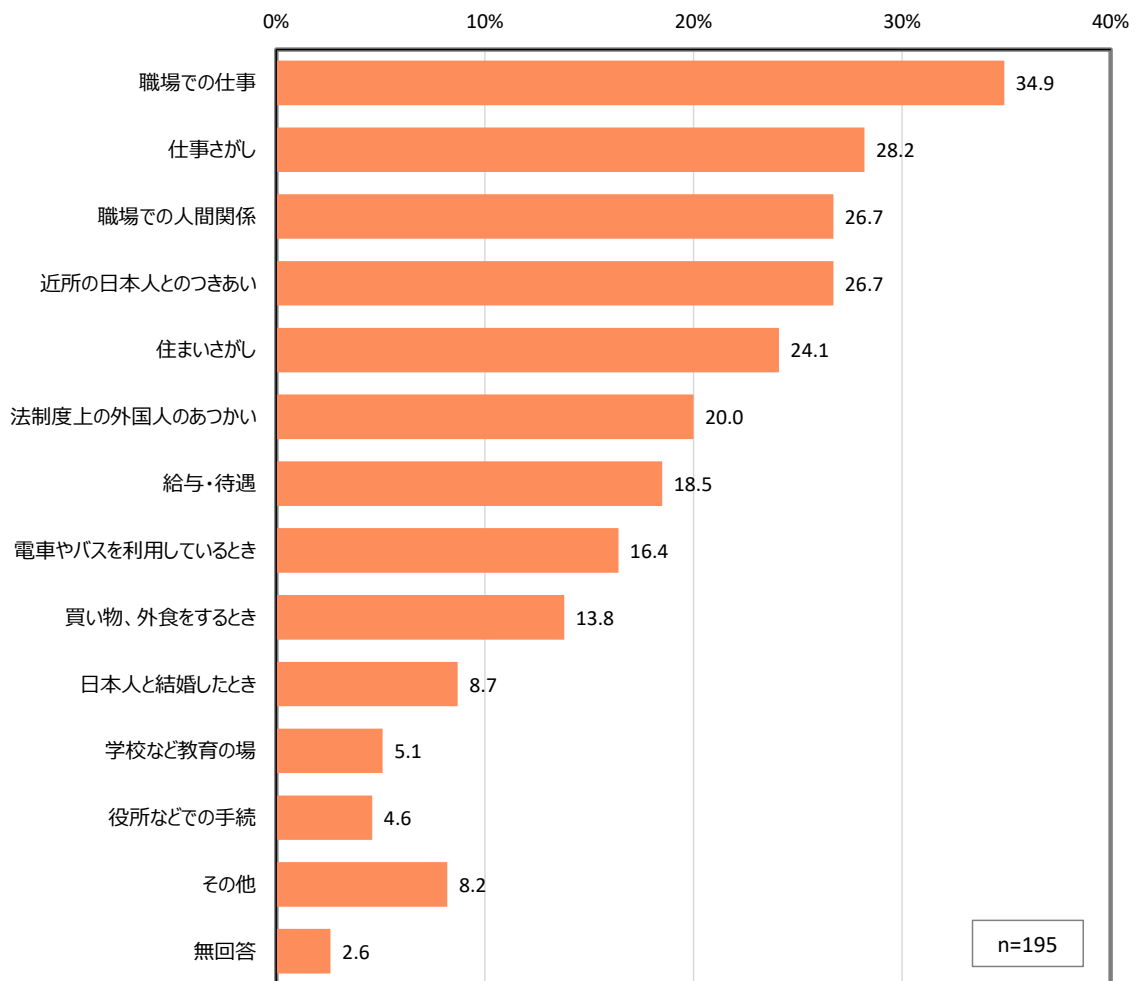
生活スタイルや文化の違いがトラブルを生んでいると考えられます。

問 あなたは、日常生活で差別や偏見を感じたことはありますか。（単数回答）



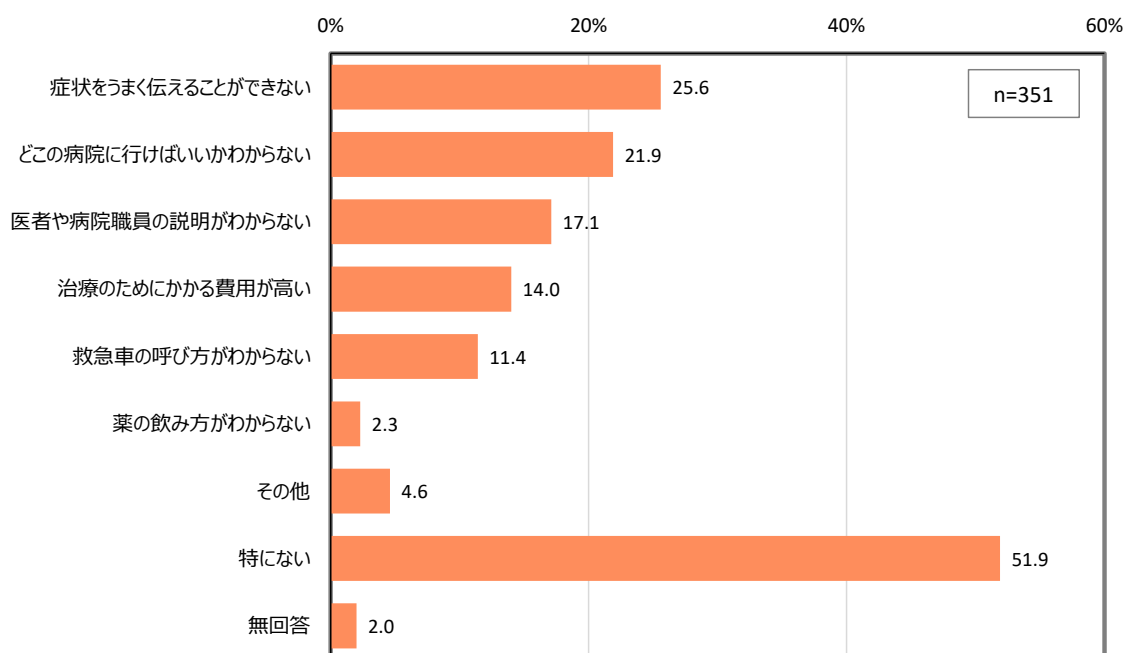
差別や偏見を感じたことでは、「よくある」(3.4%)、「ときどきある」(21.9%)、「たまにある」(30.2%)を合わせた《ある》は55.5%となっています。一方、「まったくない」は28.8%となっています。

【「よくある」「ときどきある」「たまにある」とお答えの方に】
問 それはどのようなときでしたか。（複数回答）



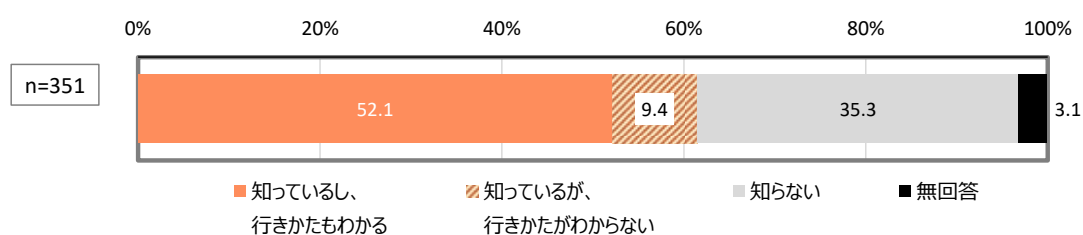
差別や偏見を感じたときでは、「職場での仕事」が 34.9%で最も高く、次いで「仕事さがし」が 28.2%、「職場での人間関係」、「近所の日本人とのつきあい」が 26.7%、「住まいさがし」が 24.1%となっています。

問 あなたやあなたの家族が病気になったとき、困ったことはありますか。（複数回答）



自分や家族が病気になった時に困ったことでは、「特になし」が51.9%で最も高くなっていますが、具体的な困りごとでは、「症状をうまく伝えることができない」が25.6%で最も高く、次いで「どこの病院に行けばいいかわからない」が21.9%、「医者や病院職員の説明がわからない」が17.1%、「治療のためにかかる費用が高い」が14.0%、「救急車の呼び方がわからない」が11.4%となっています。

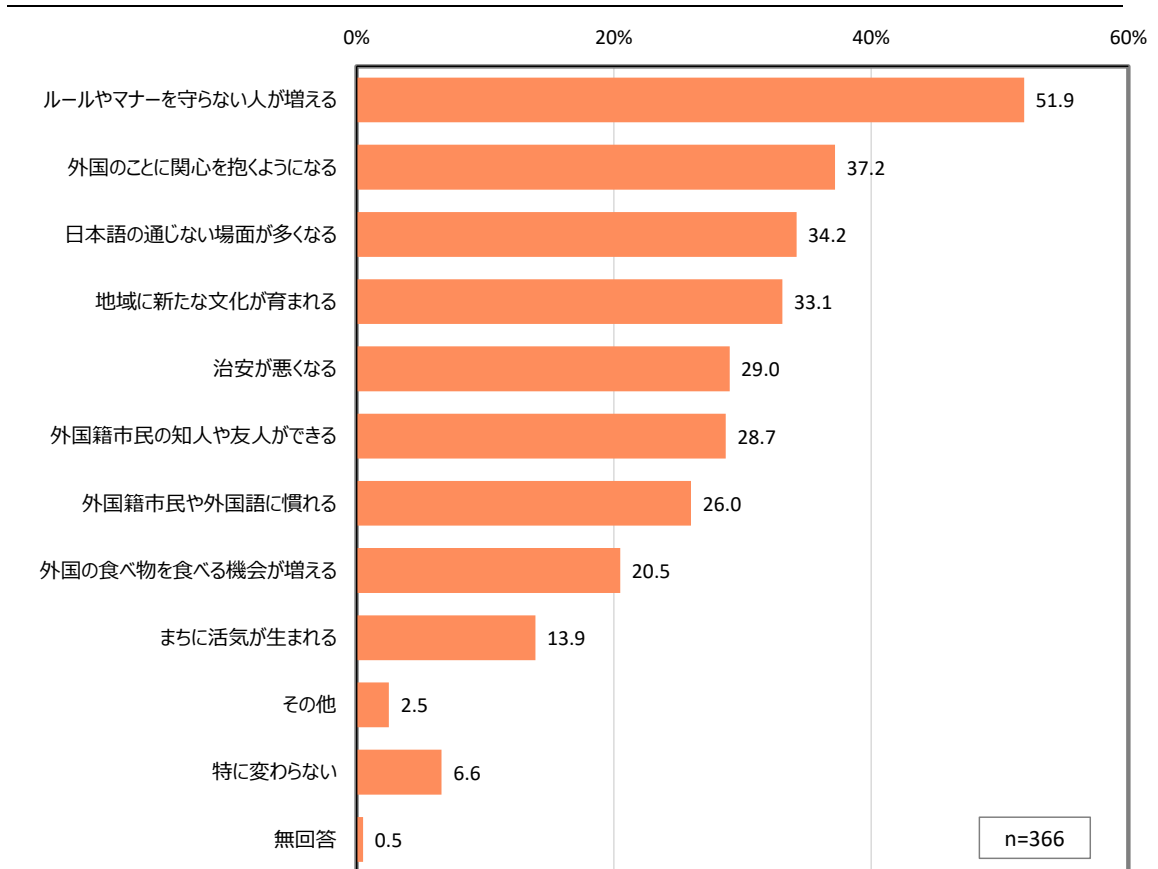
問 地震や水害にあったときに、避難する場所を知っていますか。（単数回答）



災害時の避難場所の認知では、「知っているし、行きかたもわかる」(52.1%)と「知っているが、行きかたがわからない」(9.4%)を合わせた《避難場所を知っている》は61.5%となっています。一方、「知らない」は35.3%となっています。

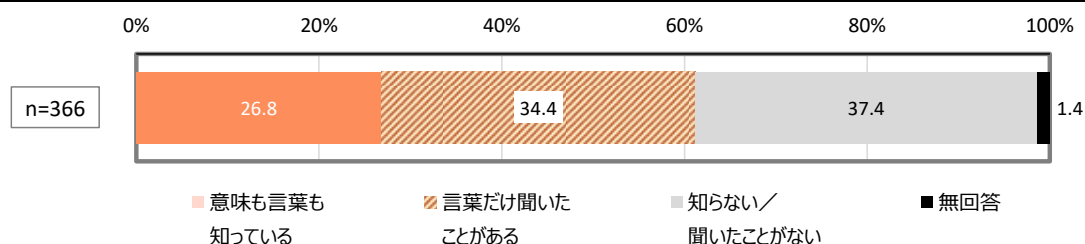
③主な市民意識調査結果（日本人市民）

問 あなたは、外国籍市民が増えることについて、どのような効果や影響があると思いますか。（あてはまるものすべてに○）



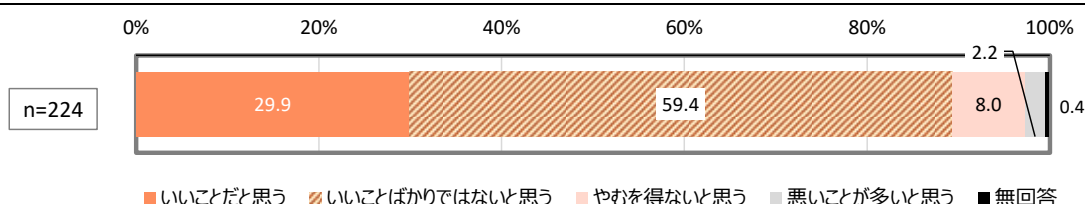
外国籍市民が増えることによる効果や影響では、「ルールやマナーを守らない人が増える」が 51.9%で最も高く、次いで「外国のことに関心を抱くようになる」が 37.2%、「日本語の通じない場面が多くなる」が 34.2%、「地域に新たな文化が育まれる」が 33.1%、「治安が悪くなる」が 29.0%となっています。

問 あなたは「多文化共生」という言葉を見たり聞いたりしたことがありますか。（単数回答）



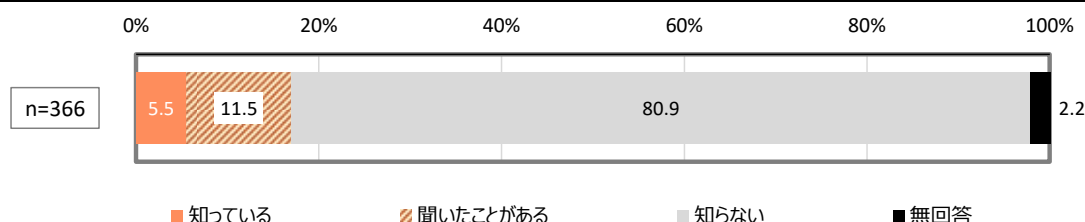
「多文化共生」の理解度では、「意味も言葉も知っている」（26.8%）と「言葉だけ聞いたことがある」（34.4%）を合わせた《認知》は61.2%となっています。一方、「知らない／聞いたことがない」は37.4%となっています。

**【「意味も言葉も知っている」「言葉だけ聞いたことがある」とお答えの方に】
問 川越市は「多文化共生社会」を目指していますが、「多文化共生社会」から浮かぶイメージを教えてください。（単数回答）**



「多文化共生社会」のイメージでは、「いいことばかりではないと思う」が59.4%で最も高く、次いで「いいことだと思う」が29.9%、「やむを得ないと思う」が8.0%、「悪いことが多いと思う」が2.2%となっています。

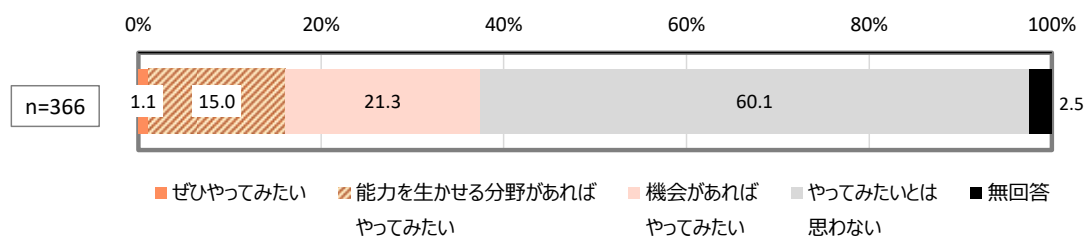
問 あなたは、外国籍市民向けに、ボランティアによる日本語教室が川越市国際交流センターで無料開催されていることを知っていますか。（単数回答）



外国籍市民向けの無料開催の日本語教室の認知では、「知っている」（5.5%）と「聞いたことがある」（11.5%）を合わせた《認知》は17.0%となっています。一方、「知らない」は80.9%となっています。

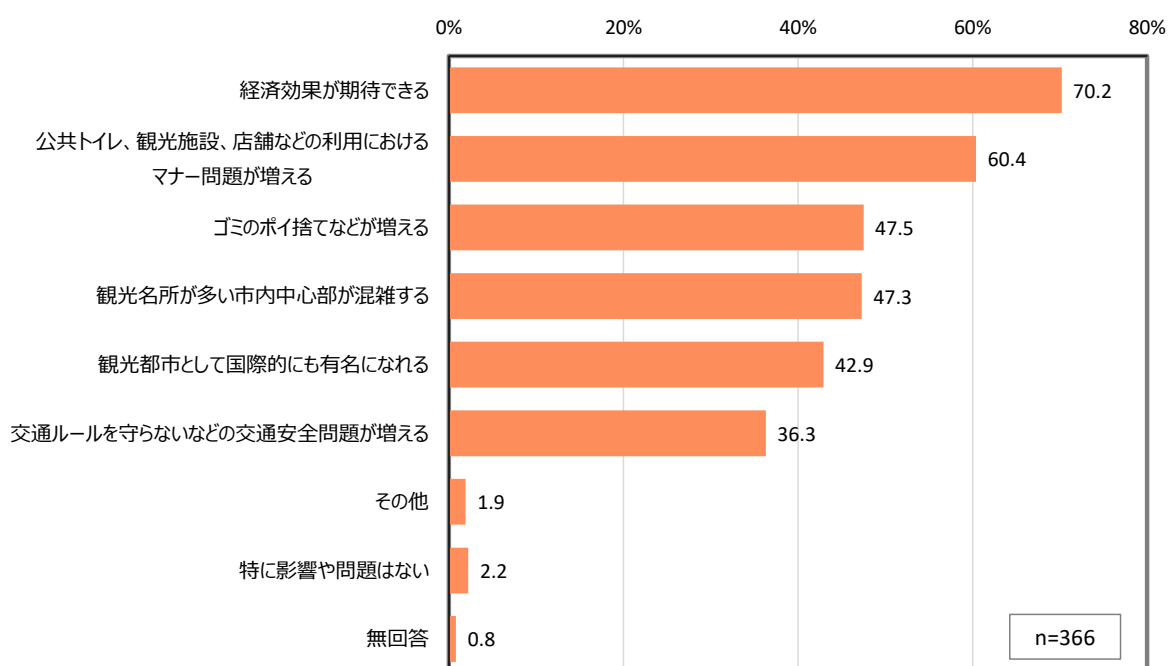
問 あなたは、外国籍市民向けのボランティアをしてみたいと思いますか。（単数回答）

（活動例：通訳・翻訳ボランティア、日本語教室ボランティアなど）



外国籍市民向けボランティアへの参加意向では、「ぜひやってみたい」（1.1%）、「能力を生かせる分野があればやってみたい」（15.0%）、「機会があればやってみたい」（21.3%）を合わせた《意向あり》は37.4%となっています。一方、「やってみたいとは思わない」は60.1%となっています。

問 川越市を訪れる外国人観光客が増えていることについて、受入れ側の市民からみてどんな影響や問題があると思いますか。（複数回答）



市民目線で見たと外国人観光客が増えることでの影響や問題では、「経済効果が期待できる」が70.2%で最も高く、次いで「公共トイレ、観光施設、店舗などの利用におけるマナー問題が増える」が60.4%、「ゴミのポイ捨てなどが増える」が47.5%、「観光名所が多い市内中心部が混雑する」が47.3%、「観光都市として国際的にも有名になれる」が42.9%となっています。

第2章 これまでの取組

- 1 前計画について
- 2 これまでの取組や成果
- 3 前計画の総括と課題、今後の方向性

第2章 これまでの取組

本市では、平成 11（1999）年 3 月に策定した「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」、平成 18（2006）年 3 月策定の「第二次川越市国際化基本計画」、平成 23（2011）年 3 月策定の「第三次川越市国際化基本計画」、平成 28（2016）年 3 月策定の「第四次川越市国際化基本計画」に基づいて、市民および国際交流や多文化共生に関係する市民団体などと協働し、地域の多文化共生や国際化施策を展開しています。

第四次川越市国際化基本計画の基本目標

基本目標 1	外国籍市民への支援の充実
基本目標 2	国際感覚に優れた市民の育成
基本目標 3	外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
基本目標 4	姉妹・友好都市交流の充実

1 前計画について

「第四次川越市国際化基本計画」では、上記目標を達成するため、4 つの柱、13 の施策類型に分類し、50 の事業を展開してきました。計画期間の最終年はコロナ禍の影響などを踏まえて 1 年延長し、計画終期は令和 3 年度末となっています。

2 これまでの取組や成果

前計画における施策の柱ごとの、これまでの取組や成果の一例は以下のとおりです。

(1) 外国籍市民への支援の充実

ア 日本語教室の開催

【事業内容】

日常生活で直面する言葉の壁に対する支援として、国際交流センターにおいて、日本語ボランティアによる日本語教室「クラッセで日本語」の実施及びNPO 法人⁶やボランティア団体との共催による日本語教室の開催。

【事業実績】

国際交流センターで実施された日本語教室

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
開催回数（回）	407	406	399	351	70	326.6
延べ利用者数（人）	4,711	3,767	4,008	3,612	232	3,266

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、日本語教室「クラッセで日本語」は年間を通じて休止となった。

イ 外国籍市民相談の開催

【事業内容】

外国籍市民の家庭生活や社会生活における相談に応じ、適切な指導や助言を行う。外国語（中国語・ベトナム語）による生活相談、法律相談、在留資格相談を実施。

【事業実績】

国際交流センターで実施された外国籍市民相談

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
相談件数（件）	61	74	55	52	16	51.6

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催を一部取りやめた。

⁶ 「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のこと。

(2) 国際感覚に優れた市民の育成

日本語ボランティアの育成

【事業内容】

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを育成するため、日本語ボランティア講座を実施。また、既に活動している日本語ボランティア向けにスキルアップのための研修を実施。

【事業実績】

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
延べ出席者数（人）	1,117	1,113	783	529	127	733

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催回数や参加者数を縮小のうえ、実施した。

(3) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民会議の開催

【事業内容】

外国籍市民を委員とした市民会議を開催し、外国籍市民の提案や視点を市政に取り入れるよう努める。

【主な提言内容】

- ・外国籍の子どもたちに向けた教育支援（令和2年度）
- ・東京2020オリンピックでの熱中症対策（令和元年度）
- ・川越の医療について（平成30年度）

上記の提言を受け、「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド（第2版）」の発行や、東京2020オリンピックのゴルフ競技開催に向けた多言語版熱中症対策うちわの作成などの成果につなげることができた。

(4) 姉妹・友好都市交流の充実

中学生交流団などの相互派遣事業の実施

【事業内容】

本市の未来を担う中学生の国際理解を深めるため、海外姉妹都市へ中学生交流団を派遣。また、海外姉妹都市からの青少年交流団の受入れ時にホームステイや学校訪問を通じて、多くの市民が関わるができる交流事業の実施。

【事業実績】

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
派遣者数（人）	(※1) 0	25	25	25	(※1) 0	15
受入れ時の 交流者数（人）	(※2) —	65	(※2) —	105	(※2) —	85

※1 平成28年度は欧州でのテロ頻発、令和2年度はコロナ禍により派遣を見送った。

※2 受入れ交流は、隔年で実施するため、平成28年度、平成30年度、令和2年度は該当なし。



中学生交流団のアメリカ・オレゴン州セーラム訪問



山村学園高等学校を訪問したドイツ・オフエンバッハ青少年交流団

3 前計画の総括と課題、今後の方向性

(1) 前計画（第四次川越市国際化基本計画）の総括

本市では、「すべての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくり」の理念を掲げ、多文化共生社会の実現を推進していくことを目的に平成 28（2016）年 3 月に策定した「第四次川越市国際化基本計画」に基づく諸事業を推進することにより、理念の実現に向け一定の成果を上げてきました。

その後、平成 31（2019）年 4 月に新たな在留資格（特定技能）が創設され、国が外国人材受入れの門戸を広げる方針を決定したことから、今後ますます生産年齢人口を中心とした在留外国人の増加が見込まれます。本市においても国の新しい方針の影響を受けて、若い在留外国人の流入が増える見込みであることから、子育てや教育分野などを中心に、外国籍市民に向けた様々な対応がますます必要になるものと予想されます。

このような社会状況の変化を踏まえて、外国籍市民も暮らしやすい多文化共生社会の実現をさらに推進するため、前計画を見直しつつ、継続的に実施していくだけではなく、国が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえて計画の体系を一新し、新たな施策を追加的に講じていく必要があります。

(2) 前計画（第四次川越市国際化基本計画）における課題

「第五次川越市国際化基本計画」の策定にあたり、川越市国際化基本計画審議会や川越市国際化基本計画検討委員会において前計画の推進状況について検討を行い、以下のとおり課題を抽出しました。

①外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

これまでは、主に多文化共生の拠点施設である川越市国際交流センターでの日本語教室の充実に努めてきましたが、外国籍市民が広く市内に居住している実情を踏まえて、今後は日本語教室の空白地域に新たな拠点を展開し、幅広く日本語教室を開催していくことが求められています。

また、学習内容も外国籍市民のニーズの移り変わりに対応する必要性が生じています。今後は市内の各地区において、学習者のニーズに合った日本語の学習機会を提供できるような取組（日本語教室の多様化や多拠点化など）を推進することが必要とされています。

②通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度を運用していますが、利用日時の調整やマッチングに時間を要することから、利用件数は伸び悩んでいます。行政窓口を利用する外国籍市民が増加していることから、時間と距離の制約を克服可能なICT⁷の活用による同制度の利便性の向上が課題となっています。

③留学生の支援

本市内には4つの大学が立地し、それらのキャンパスに通う留学生も数多く在住しています。前計画でも留学生の支援を掲げ、留学生も参加するインターンシップ制度の検討や、市内就労支援の検討を行いましたが、市内企業と留学生とのマッチングの難しさなどの理由により、実現に至りませんでした。新たな取組の実施が課題となっています。

④日本語ボランティアの育成

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを養成してきましたが、令和元年度に実施した川越市国際化に関する市民意識調査の結果によれば、外国籍市民向けに日本語ボランティアによる日本語教室が国際交流センターで開催されていることを知らない日本人市民の割合が約8割に上っています。

このように市民に対する日本語ボランティア活動についての周知が不十分なことから、新たな人材の確保も順調とは言えない状況にあります。今後ますます高まる日本語学習ニーズにどう応えるのが課題となっています。

⑤学校での外国籍児童生徒等への支援

外国籍市民が増加するにつれ、市内の小中学校では、日本語が不得意なために学校生活への適応が難しい児童生徒の数が増えています。語学指導補助員の派遣を行っているものの派遣回数が十分でない現状があり、今後どのように外国籍の児童生徒をサポートしていくのが課題となっています。

⁷ 「ICT」とは、通信を使ってデジタル化された情報をやりとりする技術。

(3) 今後の方向性

前計画における課題や、多文化共生を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後の方向性を以下のとおり定め、多文化共生社会の実現に資するさまざまな取組を実施していきます。

①外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

市内の各地区において、ボランティアによる自主的な日本語教室の立ち上げを支援するほか、新たにオンラインによる学習機会の環境を整えます。

また、ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援の検討を行います。

②通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

通訳・翻訳ボランティア登録制度の見直しを行い、効果的な運用が出来るよう改善に努めるとともに、ICTの活用について検討します。

③留学生の支援

市内に4つの大学が立地するという特徴を生かし、高度な知識、技能を有する外国人材の市内企業への就労につなげる取組について、市内大学や川越商工会議所などと連携しながら検討します。

④日本語ボランティアの育成

外国籍市民向けに開催している日本語教室について周知を図るとともに、日本語を教えるボランティアの育成に努め、オンラインによる学習をはじめとする、ボランティアが活躍できる機会の提供に努めます。

⑤学校での外国籍児童生徒等への支援

学校における外国籍児童生徒の実態把握に努め、外国籍児童生徒のレベルにあった適切な学習指導を行い、日本人児童生徒と一緒に学校生活を送れるような支援について検討します。

第3章 計画の基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

1 基本理念

本市は、「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住みたいまち川越」を将来都市像として掲げた「第四次川越市総合計画」において「教育・文化・スポーツ分野」の基本目標を「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち」とし、その実現のため、多文化共生と国際交流・協力の分野の方向性を、「国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます」としています。

「第五次川越市国際化基本計画」では、前計画で掲げた基本理念⁸を踏襲した上で、国が令和2（2020）年に改訂した「地域における多文化共生推進プラン」を参考とした計画の体系へと改めるとともに、新たに加えられた取組「地域活性化の推進やグローバル化への対応」における外国人材の活用という視点も加味し、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

すべての市民がかがやく多文化共生のまちづくり

2 基本目標

本計画では、上位計画である「第四次川越市総合計画」との整合性を図るため、以下4つの基本目標を柱として設定し、施策を展開していくこととします。

(1) 外国籍市民への支援の充実

言葉による意思疎通が十分にできないことや、お互いの文化や生活習慣に対して理解が進まないことが、外国籍市民と日本人市民との間で同じ地域住民としてのつながりを困難にし、外国籍市民が孤立する要因となっています。

言葉の壁を乗り越えるためのコミュニケーション支援や日本人市民同様、さまざまな「行政サービス」「地域コミュニティ」にアクセスするための生活支援を行っていくことで、地域社会での外国籍市民の孤立を防ぐよう努めます。

⁸ 第四次川越市国際化基本計画の基本理念「すべての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくり」

(2) 多文化共生意識を持った市民の育成

日本人市民と外国籍市民が共生していくためには、総務省が令和2(2020)年9月に改訂した「地域における多文化共生推進プラン」や、国連が掲げている持続可能な開発目標(SDGs)の理念に則り、お互いの人権、文化、生活習慣を理解し、尊重するという多文化共生意識を向上させ、言語や文化等が異なる市民同士の近所付き合いや地域活動等への参加を促していく必要があります。

市内の大学等と連携を図り、各種講座や研修会などを通じて多文化共生について理解を深め、異文化とのコミュニケーションに長けた市民の育成に努めつつ、外国籍市民を地域活動の担い手として育てていくよう取り組みます。

(3) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民にも暮らしやすいまちにしていくためには、外国籍市民と日本人市民が「顔の見える関係」を築いていくことが重要です。外国籍市民が地域活動の担い手として活躍できる場をつくり、地域社会に参画するような支援体制を構築していくことが求められています。

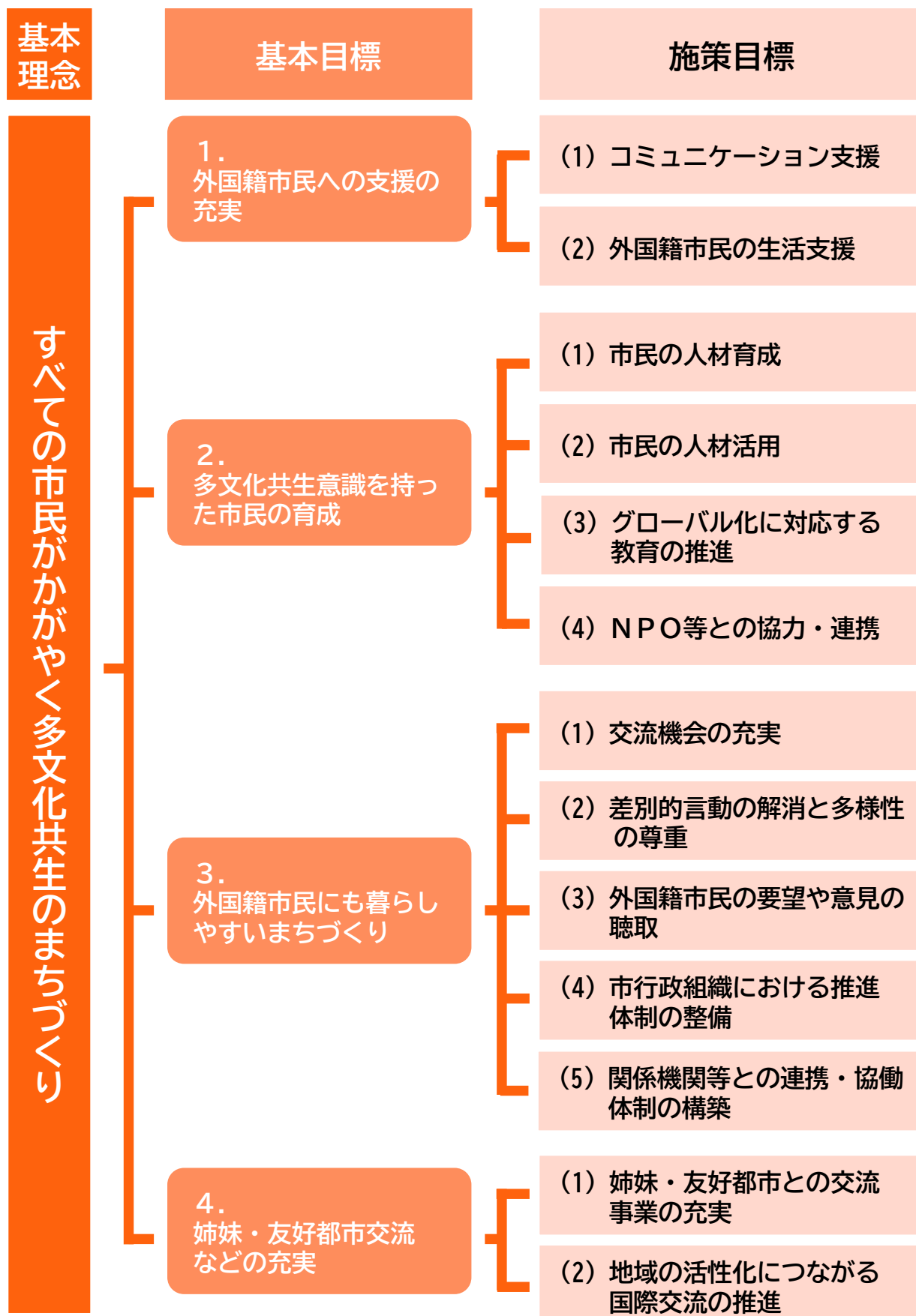
多文化共生・国際交流の推進拠点である「川越市国際交流センター」などを活用し、交流機会の充実や外国籍市民の社会参画支援を推進するとともに、市における多文化共生施策推進体制の整備や、川越市姉妹都市交流委員会の機能強化や活動内容について検討を行います。また、専門性を備え、きめ細やかな支援を行うことが出来る外部組織の活用について調査を行います。

(4) 姉妹・友好都市交流などの充実

本市は海外3都市、国内3都市とそれぞれ姉妹・友好都市として提携し、友好親善や相互理解を目的に、文化、産業、スポーツ、教育など幅広い分野での交流を行ってきました。グローバル化の進展や世界的な経済情勢の変化などから国際交流のあり方も多様になってきており、時代のニーズに合った交流を行っていく必要があります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるタイ王国のホストタウン登録を機とした文化交流事業の推進や、観光都市川越の地域資源を活用した海外観光客誘致、地域産業の国際化を支援していくことについても検討を行います。

3 計画の体系



第4章 施策の内容

基本目標 1. 外国籍市民への支援の充実

基本目標 2. 多文化共生意識を持った市民の育成

基本目標 3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

基本目標 4. 姉妹・友好都市交流などの充実

第4章 施策の内容

第五次川越市国際化基本計画では、4つの基本目標、13の施策と55の事業から構成されています。

4つの基本目標は第四次計画とほぼ同じ内容としていますが、施策目標及び事業については体系を見直し、国が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」との整合を図った施策の体系と内容へと改めています。

新規に実施する事業は23事業となっており、多文化共生社会の実現を強く意識した事業内容となっています。

基本目標 1. 外国籍市民への支援の充実



(1) コミュニケーション支援

外国籍市民が日常生活で直面する言葉の壁に対する支援を行うため、以下のコミュニケーション支援を行います。

新たな取組として、日本語を学ぶ機会の拡大、ICTを活用した学習支援、日本語に堪能な外国籍市民の活用、NPO等との連携による多言語情報の発信などの事業を実施することにより、外国籍市民にとって大きな問題であるコミュニケーションに関する問題の解消に努めます。

事業No.	1	事業名	日本語教室の開催
事業内容	・国際交流センターや南公民館、大東南公民館、高階公民館などで日本語教室を開催する。		
所管課	国際文化交流課、南公民館、高階公民館、大東南公民館		

事業No.	2	事業名	新たな日本語教室の整備 新規
事業内容	・オンライン型の日本語教室の開催や、国際交流センター以外の拠点で新たな日本語教室を立ち上げる。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	3	事業名	外国籍児童生徒等への学習支援
事業内容	・ボランティア団体と連携した学習支援教室を国際交流センターなどで開催し、外国籍児童生徒などへの学習支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	4	事業名	学校における外国籍児童生徒への支援
事業内容	・日本語指導が必要な外国籍児童生徒などに対して、語学指導補助員を派遣し、学校生活や学習の支援を行う。		
所管課	学校管理課		

事業No.	5	事業名	ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援 新規
事業内容	・ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援を含めた、ICTによる教育を行う教員の養成に係る取組を推進する。		
所管課	教育指導課		

事業No.	6	事業名	広報川越、市 HP、市 SNS の多言語化・やさしい日本語 ⁹ 化の推進
事業内容	・市公式 HP（ホームページ）において、自動翻訳機能サービスの提供を行う。 ・川越のイベント情報や観光スポットに関する観光情報を発信する。 ・外国籍市民に向けて、市政情報を定期的に発信する。		
所管課	広報室、観光課、国際文化交流課		

事業No.	7	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用
事業内容	・市の事業に係る通訳や翻訳を行う無償ボランティア制度を運営し、コミュニケーション支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	8	事業名	外国籍市民にもわかりやすいサインの表示（多言語化・ピクトグラム ¹⁰ 〔絵文字〕化）
事業内容	・観光スポットまでの適切な案内を行うため、わかりやすい多言語表記やピクトグラムを活用した観光サイン類を整備する。 ・国際交流センターの案内を多言語化し、外国籍市民の利便性向上に努める。		
所管課	観光課、国際文化交流課		

⁹ 「やさしい日本語」とは、簡易な表現を用いる、分かち書きするなど文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語のこと。

¹⁰ 「ピクトグラム」とは、公共施設などでよく使われる、視覚的に意味を伝えるシンプルな絵記号のこと。

第4章 施策の内容

事業No.	9	事業名	公共パンフレットの多言語化・やさしい日本語化
事業内容	・家庭ごみの分け方、出し方パンフレットを多言語化し、情報提供する。 ・図書館利用案内を多言語化し、情報提供する。 ・散策マップや観光施設の多言語パンフレットを作成し、情報提供する。 ・公共パンフレットの多言語化・やさしい日本語化について、庁内各部署の推進状況を把握し、定期的にその推進を働きかける。		
所管課	資源循環推進課、中央図書館、観光課、国際文化交流課		

事業No.	10	事業名	外国籍市民等を相談員等とする取組の推進 新規
事業内容	・地元の外国籍市民を相談員等にすることで、よりきめ細やかな支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	11	事業名	NPO 等との連携による多言語情報の提供 新規
事業内容	・関係する NPO 等の民間団体とも連携して、民間における多言語・やさしい日本語の普及を促す取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

(2) 外国籍市民の生活支援

定住する外国籍市民の行政に対するニーズに応えるため、以下の事業を行い、子育てや保健・医療・福祉などの分野で個別具体的な生活を支援します。

新たな取組として、ICT 活用による市窓口案内、外国籍児童生徒の就学状況の把握、高校進学に向けた進路指導、医療分野における多言語化・やさしい日本語化によるアクセス性の向上、外国籍市民向け生活情報や行政情報の発信強化などの事業を行います。

事業No.	12	事業名	外国籍市民相談の開催
事業内容	・外国籍市民の家庭生活や社会生活における相談に応じ、適切な指導や助言を行い、生活を支援する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	13	事業名	ICT を活用した窓口案内等における多言語化の推進 新規
事業内容	・ICT を活用し、外国籍市民の窓口案内機能を強化する。		
所管課	広聴課		

事業No.	14	事業名	就学状況の把握 新規
事業内容	・市内の外国籍児童生徒の実態把握を行い、教育支援のあり方を検討できる基礎データを収集する取組を推進する。		
所管課	学校管理課		

事業No.	15	事業名	就学に関する多言語による情報提供・就学案内
事業内容	・「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」の改訂を行うほか、教育に係る情報提供の多言語化・やさしい日本語化を行う取組を検討する。 ・「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」の改訂を行う。		
所管課	学校管理課、国際文化交流課		

事業No.	16	事業名	学校における外国籍児童生徒への支援（再掲）
事業内容	・日本語指導が必要な外国籍児童生徒などに対して、語学指導補助員を派遣し、学校生活や学習の支援を行う。		
所管課	学校管理課		

事業No.	17	事業名	高校進学に向けた進路指導の充実 新規
事業内容	・埼玉県が実施している高校進学ガイダンスへの協力を行う。 ・高校進学に向けた進路指導について、外国籍生徒の実態に応じたきめ細やかな支援を行う。		
所管課	国際文化交流課、教育指導課		

事業No.	18	事業名	留学生を始めとする外国籍市民の就業支援
事業内容	・商工会議所やハローワークなどと連携し、地元企業への就業を支援する取組を検討する。		
所管課	産業振興課、雇用支援課		

事業No.	19	事業名	外国籍市民向け防災対策の推進
事業内容	・庁内関係課と連携し、さまざまな外国籍市民向けの防災対策を行う。		
所管課	防災危機管理室、国際文化交流課		

事業No.	20	事業名	外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供 新規
事業内容	・市内医療機関の外国籍市民への対応状況を調べ、多言語による情報提供事業について検討する。		
所管課	保健医療推進課		

第4章 施策の内容

事業No.	21	事業名	健康診断や健康相談における外国籍市民への対応 新規
事業内容	・各種予防事業や健診事業に係る多言語化・やさしい日本語化の取組を推進する。		
所管課	健康管理課、健康づくり支援課、国民健康保険課、保健予防課		

事業No.	22	事業名	医療機関における多言語・やさしい日本語の普及促進 新規
事業内容	・医療機関における多言語化・やさしい日本語化を促進する取組を検討する。		
所管課	保健総務課		

事業No.	23	事業名	生活オリエンテーション ¹¹ 等の実施 新規
事業内容	・日本語教室等を通じて、生活情報や行政情報の発信を行う。 ・本市転入時に外国籍市民に向けて、生活リーフレット等の配布を行う。		
所管課	国際文化交流課、市民課		

事業No.	24	事業名	自治会・町内会等への外国籍市民の加入促進
事業内容	・外国籍市民向け自治会加入促進パンフレットを多言語で作成し、配布を希望する自治会に提供する。		
所管課	地域づくり推進課		

事業No.	25	事業名	外国籍市民に対する居住支援 新規
事業内容	・賃貸住宅に関する慣例や仕組み等に関する情報を、外国籍市民へ多言語やさしい日本語で提供する取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

¹¹ 「生活オリエンテーション」とは、外国籍市民が円滑に日本社会で働き、生活を送る上で必要な情報を提供すること。

基本目標 2. 多文化共生意識を持った市民の育成



(1) 市民の人材育成

外国籍市民との共生に資する人材を育てるため、以下の事業を実施します。

新たな取組として、外国籍市民が日本の社会や文化を学ぶ講座の開催、やさしい日本語を活用できる人材の育成、防災訓練への参加を通じた外国籍市民の啓発事業を行います。

事業No.	26	事業名	日本語ボランティアの育成
事業内容	・日本語ボランティアを養成する講座を開催し、外国籍市民に日本語を指導する人材を育成する。 ・外国籍市民に日本語を教える技術の向上を目的とした研修会を開催する。		
所管課	国際文化交流課、大東南公民館		

事業No.	27	事業名	国際理解講座、多文化共生理解講座の開催
事業内容	・市民の国際感覚や多文化共生意識を涵養するため、語学やさまざまな国の文化や歴史を学ぶ講座を開催する。 ・外国籍市民を対象とした日本の社会や文化を理解する講座を開催する。 ・市民活動・生涯学習施設における提案事業講座の一部で、語学などの講座を開講する。		
所管課	国際文化交流課、文化芸術振興課		

事業No.	28	事業名	国際化や多文化共生に対応した職員の育成
事業内容	・外国籍市民に対する接遇や、やさしい日本語の使い方など多文化共生社会に対応できる職員を育成する。		
所管課	国際文化交流課、職員課		

事業No.	29	事業名	外国籍市民の防災への参画を促す取組の推進 新規
事業内容	・防災訓練等へ外国籍市民や多文化共生キーパーソン¹²などの参画を促進する取組を行う。		
所管課	防災危機管理室		

¹² 「多文化共生キーパーソン」とは、埼玉県知事が委嘱・登録した、外国籍市民と自治体などとの橋渡しを行う人材のこと。

(2) 市民の人材活用

多文化共生を進めるためにも、以下の事業を推進することにより、日本人市民の人材を活用するとともに、外国籍市民の人材活用も進めます。

新たな取組として、通訳・翻訳ボランティア制度を外国籍市民にも広く周知し、日本人市民だけではなく、日本語が堪能な外国籍市民の活用にも努めます。

事業No.	30	事業名	日本語ボランティアの活用
事業内容	・国際交流センターなどで日本語を教える日本語ボランティアと協働し、日本語ボランティアの活用を通じた外国籍市民の支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	31	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用（再掲）
事業内容	・市の事業に係る通訳や翻訳を行う無償ボランティア制度を運営し、コミュニケーション支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	32	事業名	外国籍市民国際人材ネット（K-net）の充実
事業内容	・地域の国際化や多文化共生の理解を助ける外国籍市民の登録制度（K-net）の周知を図り、人材の確保に努める。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	33	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度への外国籍市民の登録促進 新規
事業内容	・通訳・翻訳ボランティア登録制度を周知し、日本語も堪能な外国籍市民の登録を促し、その活用を図る。		
所管課	国際文化交流課		

(3) グローバル化に対応する教育の推進

本市の未来を担う児童生徒に対し、国際社会や多文化共生社会に適応するための力を身に付けさせるために、学校の教育活動全体を通して計画的な国際理解教育を推進します。また、外国語によるコミュニケーション能力を育成するため、以下の事業を行います。

事業No.	34	事業名	英語指導助手の配置事業の充実
事業内容	・児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、小・中・市立川越高等学校及び特別支援学校に配置している英語指導助手の資質向上や活用方法の充実を図る。		
所管課	教育センター		

事業No.	35	事業名	小学校・中学校英語教育の充実
事業内容	・外国語活動・外国語科における授業等の充実・改善を図るため、教材・指導資料を作成し活用する。また、研修、授業公開、合同研修などを実施し、教職員の外国語の指導力向上を図る。		
所管課	教育センター		

事業No.	36	事業名	国際理解教育の推進 新規
事業内容	・国際理解教育に係る全体計画・年間指導計画を小・中学校に作成させ、学校の教育活動全体を通じた国際理解教育の充実を図る。		
所管課	教育指導課		

(4) NPO 等との協力・連携

NPO をはじめとする市民団体や、外国籍市民と関係する機関や団体との連携を図るため、以下の事業を行います。

事業No.	37	事業名	国際交流・多文化共生に係る市民団体への支援
事業内容	・地域の国際化に貢献する市民団体が行う事業に対する補助を行い、その活動を支援する。 ・市民活動団体が地域の課題解決に向けての取組について、市との協働事業としての実施を促進し、その活動を支援する。		
所管課	国際文化交流課、地域づくり推進課		

事業No.	38	事業名	NPO・日本語学校などと連携し、日本人市民と外国籍市民が交流する場づくり
事業内容	・NPO や日本語学校などとの連携・協働を通じ、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

基本目標 3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり



(1) 交流機会の充実

孤立しがちな外国籍市民と「顔の見える関係」を築くため、以下の事業を推進します。

事業No.	39	事業名	国際交流センターなどにおける外国籍市民と日本人市民との交流機会の充実
事業内容	・国際交流センターなどにおける各種事業を通じ、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	40	事業名	多文化共生キーパーソン・ネットワーク・自助組織の支援及び連携強化
事業内容	・外国籍市民のコミュニティや多文化共生キーパーソンなどと連携を強化し、地域社会への参画を促す。		
所管課	国際文化交流課		

(2) 差別的言動の解消と多様性の尊重

外国籍市民に対する差別的言動を解消し、共生していくために、以下の事業を推進します。

新たな取組として、外国籍市民を対象とした差別の解消にむけた啓発事業を実施します。

事業No.	41	事業名	不当な差別的言動の解消 新規
事業内容	・外国籍市民であることを理由とした差別の解消に向け、啓発活動の取組を行う。		
所管課	人権推進課、地域教育支援課		

事業No.	42	事業名	国際理解講座、多文化共生理解講座の開催（再掲）
事業内容	・市民の国際感覚や多文化共生意識を涵養するため、語学やさまざまな国の文化や歴史を学ぶ講座を開催する。 ・外国籍市民を対象とした日本の社会や文化を理解する講座を開催する。 ・市民活動・生涯学習施設における提案事業講座の一部で、語学などの講座を開講する。		
所管課	国際文化交流課、文化芸術振興課		

(3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

外国籍市民の行政に対する要望や意見を取り入れるために、以下の事業を推進します。

新たな取組として、外国籍市民の意見を吸い上げる環境整備に努めます。

事業No.	43	事業名	外国籍市民会議の開催
事業内容	・外国籍市民の意見を市政に取り入れ、多文化共生社会の実現を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	44	事業名	外国籍市民の意見を吸い上げ反映する仕組みの構築 新規
事業内容	・外国籍市民が意見や要望を出しやすい環境整備を推進する。		
所管課	広聴課		

(4) 多文化共生推進体制の整備

今後ますます増加が見込まれる外国籍市民に対する行政ニーズに対応するため、本市の多文化共生推進体制のあり方について検討します。

事業No.	45	事業名	多文化共生施策の推進を所管する担当部署の設置検討 新規
事業内容	・新たな行政ニーズに対応できるようにするため、多文化共生施策を効率的に推進する体制を検討する。		
所管課	行政改革推進課		

(5) 関係機関等との連携・協働体制の構築

多文化共生施策を推進するにあたっては、外国人材の受入れの現状把握や専門家の活用などが必要になるため、以下の新規事業を推進します。

事業No.	46	事業名	外国人受入機関 ¹³ 等地域の外国籍市民に関わる組織などの把握及び連携強化 新規
事業内容	・特定技能外国人の受入機関など外国籍市民との関わりが深い組織・団体との連携を構築する取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	47	事業名	多文化共生アドバイザー・マネージャー・コーディネーター ¹⁴ などの活用 新規
事業内容	・先進的な多文化共生施策を立案するために、有識者派遣制度の活用を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	48	事業名	地域の多文化共生施策を市と協働して行う外部組織の活用に関する調査 新規
事業内容	・よりきめ細やかな外国籍市民の生活支援を行うため、専門性を備えた外部組織の活用について調査する。		
所管課	国際文化交流課		

¹³ 「外国人受入機関」とは、特定技能外国人を実際に受入れ、支援する企業・個人事業主等のこと。

¹⁴ 「多文化共生アドバイザー」とは、総務省が派遣する多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方公共団体の担当職員のこと。「多文化共生マネージャー」とは、地域における多文化共生を推進するための専門研修の履修など一般財団法人自治体国際化協会（クレア）が指定する条件を満たした人材のこと。「多文化共生コーディネーター」とは、多言語・多文化化によって起こる様々な課題に、多様な人々・組織・機関との連携協働で対応していける人材のこと。

基本目標 4. 姉妹・友好都市交流などの充実



(1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実

姉妹・友好都市との交流や協力関係を深めるため、以下の事業を実施します。

事業No.	49	事業名	川越市姉妹都市交流委員会への支援
事業内容	・海外及び国内6市町村との姉妹・友好都市交流事業を実施し、市民同士の相互理解と友好親善を深める。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	50	事業名	中学生交流団などの相互派遣事業の実施
事業内容	・本市の未来を担う中学生を海外姉妹都市（オッフエンバッハ市／セーレム市）に派遣し、相互理解と友好親善を深める。 ・市立川越高等学校生徒とノースセーレム高校生徒が隔年で相互訪問し、相互理解と友好親善を深める。		
所管課	国際文化交流課、市立川越高校		

事業No.	51	事業名	姉妹都市の活用（KET ¹⁵ の採用）
事業内容	・姉妹都市セーレム市から学生を本市の英語指導助手として招聘し、児童生徒の国際感覚を育む。		
所管課	教育センター		

事業No.	52	事業名	ビジネス研修生交換プログラムへの協力
事業内容	・姉妹都市オッフエンバッハ市商工会議所と川越商工会議所間のビジネス交流として、ビジネス研修生交流プログラムに協力する。		
所管課	国際文化交流課		

¹⁵ 「KET」とは、川越市姉妹都市交流事業により招致された英語指導助手のこと。

(2) 地域の活性化につながる国際交流の推進

本市の歴史や観光資源を生かした国際交流を推進するため、以下の新規事業を推進します。

事業No.	53	事業名	オリンピックホストタウン ¹⁶ 関連事業の推進
事業内容	・タイ王国のオリンピックホストタウンとして、タイ王国旧正月水かけまつりへの協力など、東京 2020 オリンピックのレガシーを活かした文化交流事業の推進を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	54	事業名	海外に通用する川越の地域資源を活用した海外観光客誘致 新規
事業内容	・海外インバウンド ¹⁷ 需要を取り込み、地域の活性化を図るため、川越の地域資源を生かした取組について検討する。		
所管課	観光課、産業振興課		

事業No.	55	事業名	地域産業の国際化支援 新規
事業内容	・地域産業の国際化を促進するためジェトロ ¹⁸ 等との連携により、海外との経済交流を促し、経済活性化を図る取組について検討する。		
所管課	産業振興課		

¹⁶ 「ホストタウン」とは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会に向けて、地域の活性化や観光振興などの観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を国が登録する制度。

¹⁷ 「インバウンド」とは、訪日外国人旅行のことを意味する言葉。

¹⁸ 「ジェトロ」とは、日本貿易振興機構法に基づき設立された独立行政法人 日本貿易振興機構のこと。

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理と評価方法
- 3 計画の指標

1 計画の推進体制

多文化共生施策や国際化施策を推進するにあたっては、市民のニーズや社会的背景を踏まえたうえで、生活を送るのに必要不可欠な分野から計画的かつ継続的に取組を展開していくことが求められます。

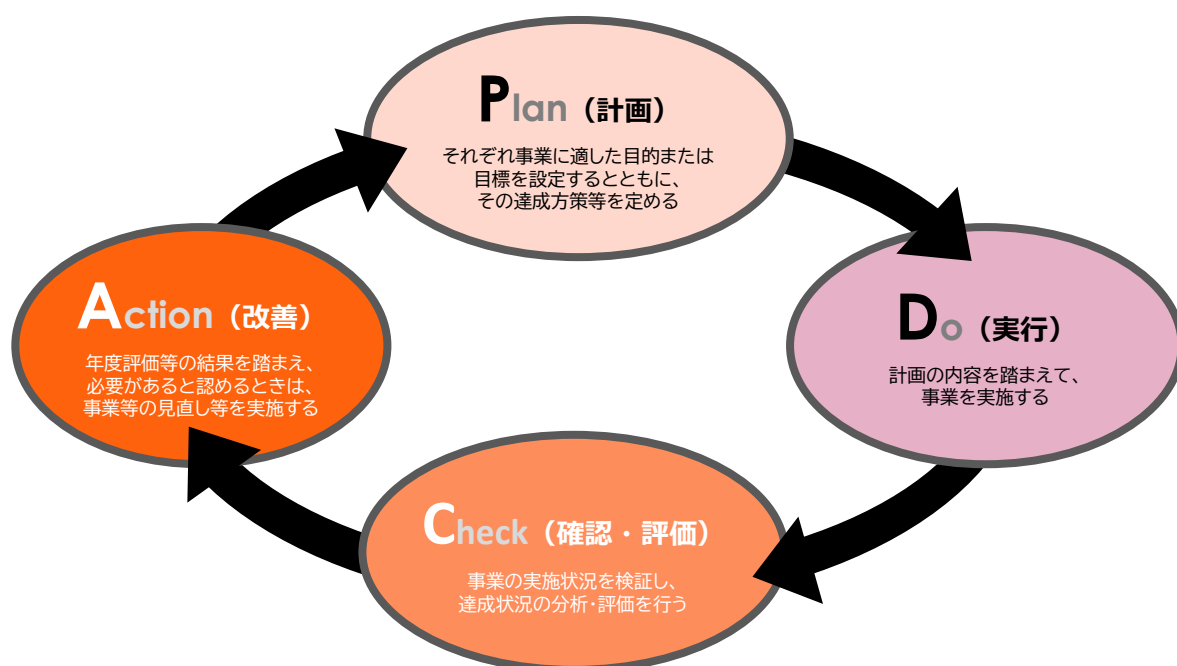
また、市の事業だけではなく、市民、NPO・ボランティア団体、教育機関、民間事業者、自治会組織などが連携し、本市における多文化共生施策や国際化施策を推進していく必要があります。

【それぞれの役割】

市民	多文化共生における地域づくりの主役は、外国籍市民と日本人市民であることから、両者がお互いの文化を尊重しつつ共に地域社会で生活する隣人として、相互理解を深めながら一緒に、活躍していくことが期待されています。
市	多文化共生社会の実現に向けて、本計画を広く周知するとともに、本基本計画に記載された施策の着実な実施、市内関係団体との横断的な協力体制の構築により、多文化共生を推進します。また、本計画を基に、庁内における多文化共生意識を醸成し、各所属が連携して施策の推進に努めます。
NPO・ボランティア団体等	地域における外国籍市民の実態を直接把握し、支援を実施している団体であることから、行政をはじめとした他団体との協働により、市の多文化共生施策の充実に貢献することが期待されています。
大学	多文化共生に関する学術的知見を活かして、行政や関係団体と連携した取組を実施していくことが期待されています。また、外国人留学生に対して高度な教育や生活に関する適切な支援を行うことによって、地域の経済活動の担い手となり得る高度人材を育成・供給することが求められます。さらに、日本語教育人材等の多文化共生を担う人材の継続的育成を行うことも重要な役割となります。
学校（小・中・高等学校等）	外国籍市民児童生徒などの能力に応じた適切な日本語学習や教科学習指導により、不登校・不就学の防止や、地域社会において児童・生徒が孤立することなく生活できるよう支援することが期待されています。
医療・保健・福祉関係機関	外国籍市民の生命や健康の維持に関わる機関として、言語や文化の違いに配慮した受入れ体制の整備や、健康・福祉に関わる情報提供に努めていくことが期待されています。
民間事業者	外国人労働者の雇用にあたっては、労働関係法令を遵守し適正な労働環境の確保に努めるとともに、外国人労働者の日本語学習等の生活支援の充実に図っていく必要があります。
自治会・町内会	地域づくりにおいて中心的役割を果たす団体であることから、外国籍市民の加入促進を図るとともに、地域イベントの実施、積極的参加を促し、日本人市民との交流を深めることにより、多文化共生の地域づくりをすることが期待されています。

2 計画の進行管理と評価方法

本計画を推進するために、PDCA サイクルを構築し、計画の評価・改善を行います。また、毎年、庁内関係課などで構成する会議を開催し、各施策や目標値等の実績を把握し、国や県の動向も踏まえながら、計画の分析・評価を行い、必要に応じ、計画の変更や事業の見直しを行います。



3 計画の指標

本計画の達成状況を評価する指標として、以下のとおり 4 つの指標を設定します。

【計画の指標】

・基本目標 1：外国籍市民への支援の充実

指 標	単位	実績値	目標値 (令和 7 年度)
日本語教室延べ参加者数 (※1)	人	3,612 (※2) (令和元年度時点)	4,300
市内地区別 (全 12 地区) において対面型日本語教室を運営する割合	割合	2/12 (※3) (令和元年度時点)	5/12

※1 川越市国際交流センターで実施する日本語教室への外国籍市民の年間参加者延べ数。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和元年度の実績を参照しています。

※3 令和元年度時点で、教室を運営している地区は本庁管内及び大東地区の 2 地区になります。

・基本目標2：多文化共生意識を持った市民の育成

指 標	単位	実績値	目標値 (令和7年度)
多文化共生の認知度 (※4)	%	26.8 (令和元年度時点)	50

※4 「令和元年度川越市国際化に関する市民意識調査」における日本人市民向けアンケート調査項目問13において、“多文化共生”という言葉に「意味も含めて知っている」と回答した割合。

・基本目標3：外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

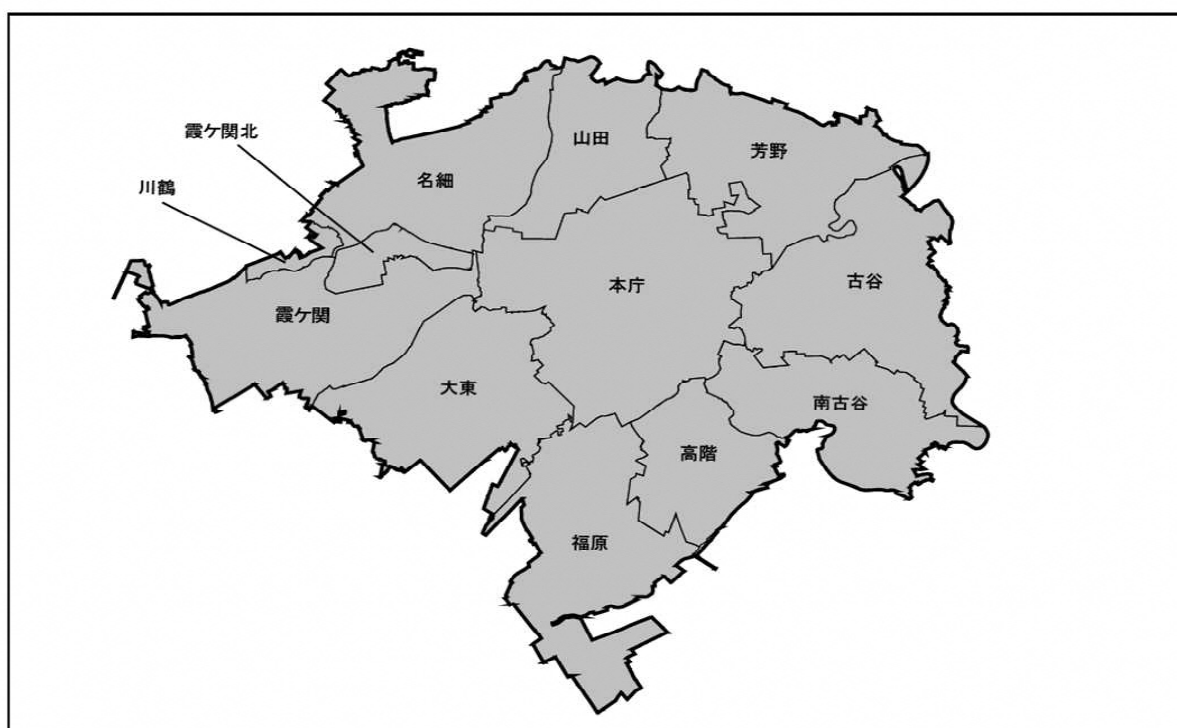
指 標	単位	実績値	目標値 (令和7年度)
川越市の住みやすさ (※5)	%	52.4 (令和元年度時点)	60

※5 「令和元年度川越市国際化に関する市民意識調査」における外国籍市民向けアンケート調査項目、問2「あなたにとって、川越市は住みやすいところだと思いますか」の回答「住みやすい」の割合。

・基本目標4：姉妹・友好都市交流などの充実

交流事業については、事業内容の性格上、定量的な数値管理になじまないため、数値目標は設定しません。また、今後当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響や社会情勢の変化に左右されることも見込まれることから、交流事業の内容、方法、成果等について、定性的な評価を行っていくこととします。

【参考】川越市地区別図



資料編

- 1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿
- 2 第五次川越市国際化基本計画策定経過
- 3 川越市国際化基本計画審議会条例
- 4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱
- 5 国・県・市における多文化共生／国際化年表

1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏 名	職 業 等
会長	助川 泰彦	東京国際大学 教育研究推進機構教授
副会長	焦 雁	川越市外国籍市民会議 座長
委員	小島 有利子	尚美学園大学 芸術情報学部 教授、国際交流センター長
委員	栗原 良則	川越商工会議所 経営支援部長
委員	小林 康史	かわごえ国際ボランティアの会 副代表
委員	佐久間 美希	川越市国際ボランティア”kerria” 代表
委員	清水 俊男	川越市姉妹都市交流委員会 代表
委員	間 志津江	公募委員
委員	清水 裕幸	公募委員
委員	ウェン・トウン・アン	東京国際大学 大学院生(留学生)

2 第五次川越市国際化基本計画策定経過

年月日		会議等	内容
令和元年 (2019年)	8月26日 ～9月17日	川越市国際化に関する 市民意識調査	
令和2年 (2020年)	1月28日	第1回 川越市国際化基本計画 検討委員会	第五次川越市国際化基本計画の策定 について
	2月14日	第1回 川越市国際化基本計画 審議会	・委嘱書の交付 ・諮問 (1)川越市国際化に関する市民意識調査 について (2)第五次川越市国際化基本計画の策定 について
	8月31日	策定期間変更方針決 裁	第五次川越市国際化基本計画の策定期間 (令和2年度中から令和3年度中へ)の 変更決定
令和3年 (2021年)	1月8日	第2回 川越市国際化基本計画 検討委員会（書面会 議）	(1)第五次川越市国際化基本計画の骨 子案について (2)第五次川越市国際化基本計画施策 の体系（案）について
	2月10日	第2回 川越市国際化基本計画 審議会（Web会議）	(1)第五次川越市国際化基本計画の骨 子案について (2)第五次川越市国際化基本計画の基 本目標（案）について
	4月28日	第3回 川越市国際化基本計画 検討委員会	(1)第五次川越市国際化基本計画の素 案について
	5月27日	第3回 川越市国際化基本計画 審議会	(1)第五次川越市国際化基本計画の素 案について (2)第五次川越市国際化基本計画の施 策の体系（案）について
	7月21日	第4回 川越市国際化基本計画 検討委員会	(1)第五次川越市国際化基本計画原案 について

年月日		会議等	内容
令和 3 年 (2021 年)	8 月 26 日	第 4 回 川越市国際化基本計画審議会	(1)第五次川越市国際化基本計画原案について
	10 月 7 日	第 5 回 川越市国際化基本計画検討委員会（書面会議）	(1)第五次川越市国際化基本計画パブリックコメント案について
	10 月 29 日	第 5 回 川越市国際化基本計画審議会	(1)第五次川越市国際化基本計画パブリックコメント案について
	11 月 25 日 ～12 月 24 日	パブリックコメントの実施	第五次川越市国際化基本計画（案）について
令和 4 年 (2022 年)	1 月 13 日	第 6 回 川越市国際化基本計画検討委員会	(1)第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見と市の対応（案）について (2)第五次川越市国際化基本計画（案）について
	2 月 10 日	第 6 回 川越市国際化基本計画審議会	(1)第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見と市の対応（案）について (2)第五次川越市国際化基本計画（案）について
	2 月 10 日	川越市国際化基本計画審議会からの答申	委員長及び副委員長からの答申
	3 月〇日	市長決裁	第五次川越市国際化基本計画（案）の決定

3 川越市国際化基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第七十七号

(設置)

第一条 国際化基本計画に関する事項について審議するため、川越市国際化基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 関係団体の代表者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の国際化に係る施策の基本的な方向性等を示す国際化基本計画を策定するため、川越市国際化基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) 国際化基本計画の策定に関する事項。

(2) 前号に掲げるもののほか国際化基本計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は文化スポーツ部長の職にある者をもって充て、副委員長は国際文化交流課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 計画の内容について検討するため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会を置く。

2 検討部会は、国際文化交流課長が招集し、会議の議長となる。

3 検討部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月12日 市長決裁)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年９月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

広報室長、防災危機管理室長、オリンピック大会室長、政策企画課長、職員課長、地域づくり推進課長、市民課長、文化芸術振興課長、福祉推進課長、こども政策課長、保健医療推進課長、資源循環推進課長、観光課長、中央公民館長、学校管理課長、教育指導課長、教育センター所長

別表２（第６条関係）

広報室、防災危機管理室、オリンピック大会室、政策企画課、職員課、地域づくり推進課、市民課、文化芸術振興課、福祉推進課、こども政策課、保健医療推進課、資源循環推進課、観光課、中央公民館、学校管理課、教育指導課、教育センター

5 国・県・市における多文化共生／国際化年表

年	国	埼 玉 県	川 越 市
1990 平成2年	改正入管法の施行 〈在留資格の創設〉		
1993 平成5年	技能実習制度に係る出入国管理上の取 扱いに関する指針〈技能実習制度の創 設〉		
1995 平成7年	〈阪神・淡路大震災を契機とした多文 化共生の推進〉		
1999 平成11年			川越市国際性のある人 づくり、まちづくり基 本計画策定
2002 平成14年			川越市国際交流センタ ー開設
2006 平成18年	〈地域における多文化共生推進プラン の策定〉		第二次川越市国際化基 本計画策定
2007 平成19年		〈埼玉県多文化共生推進 プラン（平成19年度～ 23年度）の策定〉	
2008 平成20年	〈経済連携協定に基づく外国人看護 師・介護福祉士受入れ〉		
2010 平成22年	改正入管法の施行 〈「技能実習」在留資格の付与〉		
2011 平成23年			第三次川越市国際化基 本計画策定
2012 平成24年	〈外国人住民に対する住民基本台帳制 度の適用〉 〈高度人材に対するポイント制による 優待制度〉	〈埼玉県多文化共生推進 プラン（平成24年度～ 28年度）の策定〉	
2015 平成27年	〈在留資格「高度専門職」の創設〉		
2016 平成28年			第四次川越市国際化基 本計画策定

年	国	埼 玉 県	川 越 市
2017 平成 29 年	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行	＜埼玉県多文化共生推進プラン（平成 29 年度～33 年度）の策定＞	
2018 平成 30 年	12 月「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置の一部を改正する法律」成立、「外国人材も受入れ・共生のための総合的対応策」決定		
2019 平成 31 年	4 月「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置の一部を改正する法律」の施行 ＜在留資格「特定技能」の創設＞		
2019 令和元年	6 月「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行		「第五次川越市国際化基本計画」に関する意識調査（川越市国際化に関する市民意識調査）の実施
2020 令和 2 年	＜地域における多文化共生推進プランの改訂＞		
2021 令和 3 年		埼玉県外国人住民意識調査	第五次川越市国際化基本計画策定

第五次川越市国際化基本計画

令和4年3月

発	行	川越市
編	集	川越市 文化スポーツ部 国際文化交流課
		〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
		TEL (049) 224-5506 (直通)
		FAX (049) 224-8712
		E-mail kokusaikoryu@city.kawagoe.saitama.jp



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

答申書（案）

令和 4 年 2 月 1 0 日

川越市長 川合 善明 様

川越市国際化基本計画審議会
会 長 助川 泰彦（自署）

第五次川越市国際化基本計画策定について（答申）

令和 2 年 2 月 1 4 日付け川国際発第 1 1 1 号で諮問のあったこのことについて、当審議会で慎重な審議を重ねた結果、別添「第五次川越市国際化基本計画（案）」のとおり答申します。

なお、この計画を実施するに当たっては、次の点について特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 少子高齢化や新型コロナウイルス感染症対応に伴う財政悪化など、事業実施には大変厳しい状況であるが、本計画に盛り込まれた施策は着実に推進していただきたい。
- 2 グローバル化の進展により外国籍市民が増加しており、地域社会における共生がますます重要となっている。言葉の壁を取り除き、相互理解が深められるよう、本計画を基軸として幅広く多文化共生の推進を図っていただきたい。
- 3 多文化共生の推進を図るため、本計画を広く周知するとともに、特に各施策の推進に携わる方への多文化共生に対する意識付けや理解の促進に努めていただきたい。

◆審議会（10月29日）及び庁議（11月9日）、検討委員会（1月13日）における指摘事項を受けての修正一覧

	変更頁	変更箇所	変更前 (審議会でお諮りした案)	変更後 (審議会／庁議／検討委員会にて指摘を受け修正した案)
1	2頁	注釈1の説明文中	「多文化共生」とは国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的 <u>違い</u> を認め合 い…	「多文化共生」とは国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的 <u>ちが</u> いを認め合 い…
2	13頁	①アンケートの概要の説明表中	標本数	標本数 <u>（無作為抽出）</u> ← 下線部を追加記載
3	13頁	①アンケートの概要の説明表中	日本人市民の調査方法の記載が外国籍市民と同じ記載になっていたため修正を 行った。	日本人市民の調査方法の記載を【資料2】のとおり修正
4	35頁	「(3)外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり」の 記載内容	…参画支援を推進するとともに、 <u>市行政組織における多文化共生施策推進体制</u> の <u>構築</u> や、川越市姉妹都市交流委員会の機能強化や活動内容の <u>見直し</u> を検討し ます。また、専門性を備え、きめ細やかな支援を行う <u>国際交流協会等の外郭団</u> <u>体の設立や業務委託など</u> について調査を行います。	…参画支援を推進するとともに、 <u>市における多文化共生施策推進体制の整備</u> や、 川越市姉妹都市交流委員会の機能強化や活動内容について <u>検討</u> を行います。ま た、専門性を備え、きめ細やかな支援を行う <u>ことが出来る外部組織の活用</u> につい て調査を行います。
5	36頁	第4章 計画の体系－「基本目標3」－「(4)多文化 共生推進体制の整備」	(4) <u>市行政組織における推進体制の整備</u>	(4) <u>多文化共生推進体制の整備</u>  事前にお渡しした資料では変更前に戻っ てしまっているので、再度修正します。
6	46頁	事業No.40の事業名	キーパーソン・ネットワーク・自助組織の支援及び連携強化	<u>多文化共生</u> キーパーソン・ネットワーク・自助組織の支援及び連携強化
7	46頁	事業No.40の事業内容	外国籍市民のコミュニティやキーパーソンなどと連携を強化し…	外国籍市民のコミュニティや <u>多文化共生</u> キーパーソンなどと連携を強化し…
8	47頁	「(4)多文化共生推進体制の整備」のタイトル	(4) <u>市行政組織における推進体制の整備</u>	(4) <u>多文化共生推進体制の整備</u>
9	47頁	「(4)市行政組織における推進体制の整備」の事業 内容	…多文化共生施策を効率的に推進する体制を <u>構築</u> する。	…多文化共生施策を効率的に推進する体制を <u>検討</u> する。
10	48頁	事業No.48の事業名	地域の多文化共生施策を <u>専門に担う外郭団体の設立や業務委託の調査</u>	地域の多文化共生施策を <u>市と協働して行う外部組織の活用に関する調査</u>
11	48頁	事業No.48の事業内容	よりきめ細やかな外国籍市民の生活支援を行うため、専門性を備えた <u>外郭団体</u> の <u>設立や業務委託</u> について調査する。	よりきめ細やかな外国籍市民の生活支援を行うため、専門性を備えた <u>外部組織の</u> <u>活用</u> について調査する。
12	53頁	基本目標1の指標	市内地区別（全12地区） <u>における</u> 対面型日本語教室が <u>存在</u> する割合	市内地区別（全12地区） <u>において</u> 対面型日本語教室を <u>運営</u> する割合
13	53頁	基本目標1の指標注釈（※3）	令和元年度時点で、 <u>対面型教室が存在する</u> 地区は本庁及び大東地区の2地区にな ります。	令和元年度時点で、 <u>教室を運営している</u> 地区管内は本庁及び大東地区の2地区にな ります。